令和２年第１回

茅ヶ崎市議会定例会議案書

令和２年２月２６日提出

目　　次

議案第１号	令和元年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第９号）	1
議案第２号	令和元年度茅ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）	３１
議案第３号	令和元年度茅ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算（第５号）	４１
議案第４号	令和元年度茅ヶ崎市病院事業会計補正予算（第２号）	５１
議案第５号	令和２年度茅ヶ崎市一般会計予算	別綴り
議案第６号	令和２年度茅ヶ崎市国民健康保険事業特別会計予算	別綴り
議案第７号	令和２年度茅ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計予算	別綴り
議案第８号	令和２年度茅ヶ崎市介護保険事業特別会計予算	別綴り
議案第９号	令和２年度茅ヶ崎市公共用地先行取得事業特別会計予算	別綴り
議案第１０号	令和２年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計予算	別綴り
議案第１１号	令和２年度茅ヶ崎市病院事業会計予算	別綴り
議案第１２号	茅ヶ崎市公文書等管理条例	６２
議案第１３号	茅ヶ崎市附属機関設置条例等の一部を改正する条例	７３
議案第１４号	茅ヶ崎市行政不服審査条例の一部を改正する条例	７６

議案第１５号　茅ヶ崎市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例 ---------- ７７

議案第１６号　茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 ---------- ７９

議案第１７号　茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 ---------- ８０

議案第１８号　茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例 ---------- ８１

議案第１９号　茅ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例 ---------- ８２

議案第２０号　茅ヶ崎市児童クラブ条例の一部を改正する条例 ---------- ８３

議案第２１号　茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例 ---------- ８４

議案第２２号　茅ヶ崎市病院事業の設置等に関する条例及び茅ヶ崎市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 ---------- ８５

議案第２３号　茅ヶ崎市都市公園条例及び茅ヶ崎市営体育施設条例の一部を改正する条例 ---------- ８６

議案第２４号　茅ヶ崎市準用河川土地占用料等徴収条例及び茅ヶ崎市水路に関する条例の一部を改正する条例 ---------- ８８

議案第２５号　茅ヶ崎市建築基準条例の一部を改正する条例 ---------- ９５

議案第２６号　茅ヶ崎市営住宅条例の一部を改正する条例 ---------- ９６

議案第２７号　指定管理者の指定について ---------- ９７

議案第２８号	指定管理者の指定について	９８
議案第２９号	指定管理者の指定について	９９
議案第３０号	指定管理者の指定について	１００
議案第３１号	指定管理者の指定について	１０１
議案第32号の1	市道路線の認定について	１０２
議案第32号の2	市道路線の認定について	１０５
議案第32号の3	市道路線の認定について	１０８
議案第32号の4	市道路線の認定について	１１１
議案第32号の5	市道路線の認定について	１１４
議案第32号の6	市道路線の認定について	１１７
議案第32号の7	市道路線の認定について	１２０
議案第32号の8	市道路線の認定について	１２３
議案第32号の9	市道路線の認定について	１２６
議案第32号の10	市道路線の認定について	１２９
議案第32号の11	市道路線の認定について	１３２
議案第32号の12	市道路線の認定について	１３５
議案第32号の13	市道路線の認定について	１３８
議案第32号の14	市道路線の認定について	１４１
議案第32号の15	市道路線の認定について	１４４
報告第　１　号	専決処分の報告について	１４７
報告第　２　号	専決処分の報告について	１４８

報告第 3 号　　専決処分の報告について ---------- 149

報告第 4 号　　専決処分の報告について ---------- 150

議案第１号

令和元年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第９号）

令和元年度茅ヶ崎市の一般会計補正予算（第９号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，３１４，３７５千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７６，３０８，２３６千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第２条　継続費の変更は、「第２表　継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第３条　繰越明許費の追加は、「第３表　繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第４条　債務負担行為の変更は、「第４表　債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第５条　地方債の追加及び変更は、「第５表　地方債補正」による。

令和２年２月２６日提出

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

提案理由

本案は、地方自治法第２１８条第１項の規定により提案する。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
15 国庫支出金		12,649,854	195,135	12,844,989
	1 国庫負担金	10,489,916	189,690	10,679,606
	2 国庫補助金	2,099,066	5,445	2,104,511
16 県支出金		5,290,436	71,057	5,361,493
	1 県負担金	3,700,795	45,543	3,746,338
	2 県補助金	1,052,849	25,514	1,078,363
17 財産収入		616,843	△549,982	66,861
	1 財産運用収入	46,843	18	46,861
	2 財産売払収入	570,000	△550,000	20,000
18 寄附金		36,506	23,045	59,551
	1 寄附金	36,506	23,045	59,551
20 繰越金		2,078,188	1,177,519	3,255,707
	1 繰越金	2,078,188	1,177,519	3,255,707
21 諸収入		3,227,670	9,601	3,237,271
	5 雑入	818,708	9,601	828,309
22 市債		5,579,200	388,000	5,967,200
	1 市債	5,579,200	388,000	5,967,200
歳　入　合　計		74,993,861	1,314,375	76,308,236

歳　出

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2 総務費		10,091,014	27,449	10,118,463
	1 総務管理費	8,162,323	17,444	8,179,767
	3 戸籍住民基本台帳費	625,144	10,005	635,149
3 民生費		34,416,816	383,496	34,800,312
	1 社会福祉費	14,459,393	150,498	14,609,891
	2 児童福祉費	15,563,066	83,702	15,646,768
	3 生活保護費	4,393,107	149,296	4,542,403
4 衛生費		8,698,494	361,037	9,059,531
	1 保健衛生費	4,756,008	350,737	5,106,745
	2 清掃費	3,942,486	10,300	3,952,786
6 農林水産業費		339,493	48,218	387,711
	1 農業費	236,653	48,218	284,871
7 商工費		2,285,686	12,887	2,298,573
	1 商工費	2,285,686	12,887	2,298,573
8 土木費		6,460,318	381,970	6,842,288
	2 道路橋りょう費	1,109,750	0	1,109,750
	4 都市計画費	3,557,500	381,970	3,939,470
10 教育費		4,873,901	99,318	4,973,219
	1 教育総務費	1,027,722	14,569	1,042,291
	2 小学校費	1,438,322	84,749	1,523,071
11 災害復旧費		3,000	0	3,000
	1 土木施設災害復旧費	3,000	0	3,000
歳　出　合　計		74,993,861	1,314,375	76,308,236

第２表　継　続　費　補　正

変　更

（単位　千円）

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
3 民生費	1 社会福祉費	福祉会館解体事業	93,798	平成３０年度	0	110,798	平成３０年度	0
				令和元年度	93,798		令和元年度	93,798
							令和２年度	17,000

第３表　繰越明許費補正

追加　　（単位　千円）

款	項	事業名	金額
２総務費	３戸籍住民基本台帳費	個人番号カード等交付事務管理経費	38,522
３民生費	１社会福祉費	福祉会館解体事業	486
	２児童福祉費	民間保育所等施設整備事業	14,642
６農林水産業費	１農業費	強い農業・担い手づくり総合支援事業	48,218
７商工費	１商工費	プレミアム付商品券事業	163,767
８土木費	２道路橋りょう費	道路橋りょう総務管理経費	13,600
		補修作業用諸費	12,280
		市道７４４９号線道路改良事業	5,370
		高田萩園線道路改良事業	10,007
		浜園橋橋りょう整備事業	5,713
	４都市計画費	香川駅周辺整備事業	6,500
		萩園地区産業系市街地整備事業	19,080
		公園緑地等管理運営経費	19,404
		甘沼向原公園整備事業	163,863
		（仮称）浜竹四丁目地内公園整備事業	187,770
		茅ヶ崎駅南口周辺道路整備事業	14,139
１０教育費	２小学校費	学校教育振興関係経費	84,749
	５社会教育費	（仮称）茅ヶ崎市歴史文化交流館整備事業	16,799

第４表　債務負担行為補正

変更

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
		千円		千円
南湖地区ボランティアセンター施設賃借料	令和2年度 〜 令和20年度	18,240	令和2年度 〜 令和21年度	21,120

第５表　地方債補正

追加　　（単位　千円）

起債の目的	補正前	補正後	起債の方法	利率	償還の方法
	限度額	限度額			
甘沼向原公園整備事業		163,700	普通貸借又は証券発行。 事業の進捗その他の都合により起債前借り又は翌年度に繰り越して借り入れることができる。	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件により、民間等資金の場合には、その債権者との融資条件による。 ただし、市財政の都合により、繰上償還、償還年限の短縮又は低利債に借り換えることができる。
(仮称) 浜竹四丁目地内公園整備事業		187,300			
災害復旧事業		17,700			
計	5,579,200	5,967,200			

変更　　（単位　千円）

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
福祉会館解体事業	63,300	61,900
萩園地区産業系市街地整備事業	11,200	31,900
計	5,579,200	5,967,200

歳入歳出補正予算事項別明細書

1　総　括
歳　入

（単位　千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
15 国庫支出金	12,649,854	195,135	12,844,989
16 県支出金	5,290,436	71,057	5,361,493
17 財産収入	616,843	△549,982	66,861
18 寄附金	36,506	23,045	59,551
20 繰越金	2,078,188	1,177,519	3,255,707
21 諸収入	3,227,670	9,601	3,237,271
22 市債	5,579,200	388,000	5,967,200
歳　入　合　計	74,993,861	1,314,375	76,308,236

歳　出

款	補正前の額	補　正　額	計
2 総務費	10,091,014	27,449	10,118,463
3 民生費	34,416,816	383,496	34,800,312
4 衛生費	8,698,494	361,037	9,059,531
6 農林水産業費	339,493	48,218	387,711
7 商工費	2,285,686	12,887	2,298,573
8 土木費	6,460,318	381,970	6,842,288
10 教育費	4,873,901	99,318	4,973,219
11 災害復旧費	3,000	0	3,000
歳　出　合　計	74,993,861	1,314,375	76,308,236

（単位 千円）

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
10,005	0	11,911	5,533
220,788	600	10,387	151,721
0	0	10,394	350,643
35,399	0	0	12,819
0	0	0	12,887
0	385,700	△28	△3,702
0	600	0	98,718
0	1,100	0	△1,100
266,192	388,000	32,664	627,519

2　歳　入

款　　項　　目	補正前の額	補　正　額	計
15　国庫支出金	12,649,854	195,135	12,844,989
1 国庫負担金	10,489,916	189,690	10,679,606
1 民生費国庫負担金	10,483,325	189,690	10,673,015
2 国庫補助金	2,099,066	5,445	2,104,511
1 総務費国庫補助金	42,835	10,005	52,840
2 民生費国庫補助金	831,642	△4,560	827,082
16　県支出金	5,290,436	71,057	5,361,493
1 県負担金	3,700,795	45,543	3,746,338
1 民生費県負担金	3,659,950	45,543	3,705,493
2 県補助金	1,052,849	25,514	1,078,363

（単位 千円）

節 区分	金額	説明	
1 社会福祉費負担金	170,045	3 自立支援給付費負担金（１／２） 4 自立支援医療費負担金（１／２） 6 障害児入所給付費等負担金（１／２） 9 平成３０年度障害者自立支援給付費負担金	62,606 657 6,050 100,732
2 児童福祉費負担金	16,142	8 施設型給付費負担金（５／１０）	16,142
3 生活保護費負担金	3,503	3 平成３０年度生活保護費負担金（３／４）	3,503
2 戸籍住民基本台帳費補助金	10,005	1 社会保障・税番号制度推進事業補助金	10,005
1 社会福祉費補助金	△360	1 社会資本整備総合交付金	△360
2 児童福祉費補助金	△4,200	5 子ども・子育て支援交付金（１／３）	△4,200
1 社会福祉費負担金	34,656	4 自立支援給付費負担金（１／４） 5 障害児施設措置費（給付費等）負担金（１／４）	31,631 3,025
2 児童福祉費負担金	10,887	7 施設型給付費負担金（２．５／１０） 10 平成３０年度保育所運営費負担金（２．５／１０） 11 平成３０年度地域型保育給付費負担金（２．５／１０）	8,071 582 2,234

款　　項　　目	補正前の額	補　正　額	計
2 民生費県補助金	940,679	△9,885	930,794
4 農林水産業費県補助金	14,846	35,399	50,245
17 財産収入	616,843	△549,982	66,861
1 財産運用収入	46,843	18	46,861
2 利子及び配当金	31,465	18	31,483
2 財産売払収入	570,000	△550,000	20,000
1 不動産売払収入	570,000	△550,000	20,000
18 寄附金	36,506	23,045	59,551
1 寄附金	36,506	23,045	59,551
2 総務費寄附金	25,579	11,903	37,482
3 民生費寄附金	10	10,387	10,397
4 衛生費寄附金	121	786	907
5 土木費寄附金	796	△31	765

（単位 千円）

節 区分	金額	説明	
1 社会福祉費補助金	△5,685	11 障害者地域生活サポート事業費補助金 12 障害者グループホーム等運営費補助事業費補助金	△2,727 △2,958
2 児童福祉費補助金	△4,200	6 子ども・子育て支援交付金（１／３）	△4,200
1 農業費補助金	35,399	8 被災農業者経営体育成支援事業補助金	35,399
1 利子収入	18	1 ふるさと基金利子 5 文化振興基金利子 6 姉妹都市交流基金利子 7 太陽光発電設備普及啓発基金利子 8 ごみ減量化・資源化基金利子 9 緑のまちづくり基金利子	4 3 1 1 6 3
1 土地売払収入	△550,000	1 市有土地売払収入	△550,000
1 総務費指定寄附金	11,903	1 ふるさと基金寄附金 4 文化振興基金寄附金 5 姉妹都市交流基金寄附金	11,423 332 148
1 民生費指定寄附金	10,387	1 社会福祉基金寄附金 2 子ども未来応援基金寄附金	680 9,707
1 衛生費指定寄附金	786	1 太陽光発電設備普及啓発基金寄附金 2 ごみ減量化・資源化基金寄附金	152 634
1 土木費指定寄附金	△31	1 緑のまちづくり基金寄附金	△31

款　　項　　目	補正前の額	補　正　額	計
20 繰越金	2,078,188	1,177,519	3,255,707
1 繰越金	2,078,188	1,177,519	3,255,707
1 繰越金	2,078,188	1,177,519	3,255,707
21 諸収入	3,227,670	9,601	3,237,271
5 雑入	818,708	9,601	828,309
2 雑入	818,339	9,601	827,940
22 市債	5,579,200	388,000	5,967,200
1 市債	5,579,200	388,000	5,967,200
2 民生債	179,200	△1,400	177,800
5 土木債	1,282,500	371,700	1,654,200
11 災害復旧債	0	17,700	17,700
歳　　入　　合　　計	74,993,861	1,314,375	76,308,236

（単位 千円）

節		説明	
区　分	金　額		
1 前年度繰越金	1,177,519	1 前年度繰越金	1,177,519
3 衛生費雑入	9,601	4 太陽光発電売電収入 6 有価物売却代	△10 9,611
1 社会福祉債	△1,400	3 福祉会館解体事業債	△1,400
3 都市計画債	371,700	11 萩園地区産業系市街地整備事業債 14 甘沼向原公園整備事業債 15 （仮称）浜竹四丁目地内公園整備事業債	20,700 163,700 187,300
1 災害復旧事業債	17,700	1 災害復旧事業債	17,700

3　歳　出

款　項　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区　分	金　額
2 総務費	10,091,014	27,449	10,118,463		
1 総務管理費	8,162,323	17,444	8,179,767		
4 財政管理費	46,730	16,930	63,660	そ　の　他	11,427
				一般財源	5,503
13 文化行政費	475,017	514	475,531	そ　の　他	484
				一般財源	30
3 戸籍住民基本台帳費	625,144	10,005	635,149		
1 戸籍住民基本台帳費	625,144	10,005	635,149	国庫支出金	10,005
3 民生費	34,416,816	383,496	34,800,312		
1 社会福祉費	14,459,393	150,498	14,609,891		
1 社会福祉総務費	5,217,994	5,710	5,223,704	そ　の　他	680
				一般財源	5,030
2 障害者福祉費	5,775,770	143,988	5,919,758	国庫支出金	170,045
				県支出金	28,971
				一般財源	△55,028
3 社会福祉施設費	191,267	0	191,267	国庫支出金	△360
				地　方　債	△1,400
				一般財源	1,760
4 老人福祉費	2,524,355	800	2,525,155	一般財源	800

（単位　千円）

節		説明	
区　分	金　額		
25 積立金	16,930	20 ふるさと基金積立金	16,930
25 積立金	514	60 文化振興基金積立金	355
		180 姉妹都市交流基金積立金	159
19 負担金補助及び交付金	10,005	60 個人番号カード等交付事務管理経費	10,005
19 負担金補助及び交付金	710	40 社会福祉協議会関係経費	710
		2 社会福祉基金補助金	710
		130 介護保険事業特別会計繰出金	5,000
28 繰出金	5,000		
20 扶助費	127,262	10 障害者福祉管理経費	16,726
		1 障害者福祉管理経費	16,726
23 償還金利子及び割引料	16,726	40 自立支援給付費	115,161
		1 介護給付費	34,909
		2 訓練等給付費	80,252
		90 障害児支援給付費	12,101
28 繰出金	800	110 後期高齢者医療事業特別会計繰出金	800

款　項　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区　分	金　額
5 老人福祉施設費	85,640	0	85,640	地　方　債	1,000
				一般財源	△1,000
2 児童福祉費	15,563,066	83,702	15,646,768		
1 児童福祉総務費	4,370,703	9,707	4,380,410	そ　の　他	9,707
2 児童保育費	10,016,790	64,459	10,081,249	国庫支出金	16,142
				県支出金	10,887
				一般財源	37,430
4 児童福祉施設費	421,209	0	421,209	地　方　債	1,000
				一般財源	△1,000
5 地域児童福祉費	597,473	9,536	607,009	国庫支出金	△4,200
				県支出金	△4,200
				一般財源	17,936
3 生活保護費	4,393,107	149,296	4,542,403		
1 生活保護総務費	193,484	149,296	342,780	一般財源	149,296
2 扶助費	4,199,623	0	4,199,623	国庫支出金	3,503
				一般財源	△3,503
4 衛生費	8,698,494	361,037	9,059,531		
1 保健衛生費	4,756,008	350,737	5,106,745		
1 保健衛生総務費	3,441,414	350,000	3,791,414	一般財源	350,000

（単位 千円）

節		説明	
区分	金額		
25 積立金	9,707	230 子ども未来応援基金積立金	9,707
19 負担金補助及び交付金	44,450	10 民間保育所等運営事業費	20,009
		60 施設型給付費	44,450
23 償還金利子及び割引料	20,009		
19 負担金補助及び交付金	△12,600	40 放課後児童健全育成事業費	9,536
23 償還金利子及び割引料	22,136		
23 償還金利子及び割引料	149,296	20 生活保護総務管理経費	149,296
19 負担金補助及び交付金	350,000	150 病院事業会計補助金	350,000

款　項　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区　分	金　額
4 環境衛生費	193,074	737	193,811	そ　の　他	143
				一般財源	594
2 清掃費	3,942,486	10,300	3,952,786		
1 清掃総務費	1,020,138	10,300	1,030,438	そ　の　他	10,251
				一般財源	49
6 農林水産業費	339,493	48,218	387,711		
1 農業費	236,653	48,218	284,871		
3 農業振興費	35,779	48,218	83,997	県支出金	35,399
				一般財源	12,819
7 商工費	2,285,686	12,887	2,298,573		
1 商工費	2,285,686	12,887	2,298,573		
1 商工振興費	2,180,399	12,887	2,193,286	一般財源	12,887
8 土木費	6,460,318	381,970	6,842,288		
2 道路橋りょう費	1,109,750	0	1,109,750		
1 道路橋りょう総務費	271,050	0	271,050	地　方　債	3,000
				一般財源	△3,000
2 道路維持費	180,411	0	180,411	地　方　債	3,700
				一般財源	△3,700
3 道路新設改良費	623,062	0	623,062	地　方　債	2,200
				一般財源	△2,200
4 都市計画費	3,557,500	381,970	3,939,470		

（単位 千円）

節		説明	
区分	金額		
25 積立金	737	90 太陽光発電設備普及啓発基金積立金	737
25 積立金	10,300	40 ごみ減量化・資源化基金積立金	10,300
19 負担金補助及び交付金	48,218	100 強い農業・担い手づくり総合支援事業費	48,218
19 負担金補助及び交付金	12,887	50 中小企業振興支援事業費	12,887

款　　項　　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区　分	金　額
1 都市計画総務費	3,140,163	23,790	3,163,953	地　方　債	20,700
				一般財源	3,090
4 緑化推進費	68,655	156	68,811	そ　の　他	△28
				一般財源	184
5 公園費	289,717	358,024	647,741	地　方　債	356,100
				一般財源	1,924
10 教育費	4,873,901	99,318	4,973,219		
1 教育総務費	1,027,722	14,569	1,042,291		
2 事務局費	1,020,923	14,569	1,035,492	一般財源	14,569
2 小学校費	1,438,322	84,749	1,523,071		
1 学校管理費	1,123,565	0	1,123,565	地　方　債	600
				一般財源	△600
2 教育振興費	314,757	84,749	399,506	一般財源	84,749

（単位 千円）

節 区分	金額	説明	
11 需用費	15	190 萩園地区産業系市街地整備事業費	23,790
1 消耗品費	15		
17 公有財産購入費	14,491		
19 負担金補助及び交付金	9,284		
25 積立金	156	30 緑のまちづくり基金積立金	156
11 需用費	120	10 公園緑地等管理運営経費	6,391
1 消耗品費	120	120 甘沼向原公園整備事業費	163,863
13 委託料	374	130 （仮称）浜竹四丁目地内公園整備事業費	187,770
15 工事請負費	21,091		
17 公有財産購入費	336,439		
19 負担金補助及び交付金	14,569	80 教育事務委託負担金	14,569
11 需用費	84,749	40 学校教育振興関係経費	84,749
1 消耗品費	84,749		

款　　項　　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区　分	金　額
11 災害復旧費	3,000	0	3,000		
1 土木施設災害復旧費	3,000	0	3,000		
1 土木施設災害復旧費	3,000	0	3,000	地　方　債	1,100
				一般財源	△1,100
歳　　出　　合　　計	74,993,861	1,314,375	76,308,236		

（単位 千円）

節		説明
区分	金額	

款	項	事業名	全体計画					
			年度	年割額	左の財源内訳			
					特定財源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他	
3 民生費	1 社会福祉費	福祉会館解体事業	平成30	千円 0	千円	千円	千円	千円
			令和元	93,798	6,069	61,900		25,829
			2	17,000				17,000
			計	110,798	6,069	61,900		42,829

関　す　る　調　書

前前年度末までの支出額	前年度末までの支出（見込）額	当該年度支出予定額	当該年度末までの支出予定額	翌年度以降支出予定額	継続費の総額に対する進捗率
千円	千円	千円	千円	千円	%
					0.0
		93,798	93,798		84.7
				17,000	15.3
		93,798	93,798	17,000	100.0

債務負担行為

事　　項	限　度　額	前年度末までの支出（見込）額	
		期　間	金　額
南湖地区ボランティアセンター施設賃借料	千円 21,120		千円

に関する調書

当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		特定財源			一般財源
期間	金額	国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円
令和2年度 〜 令和21年度	21,120				21,120

地　方　債　に　関　す　る　調　書

（単位 千円）

区　分	前年度末現在高	当該年度中増減見込み			当該年度末現在高見込額	
		当該年度中起債見込額				
		補正前の額	補正額	計	補正前	補正後
1　普通債	34,059,519	4,557,200	370,300	4,927,500	36,769,281	37,139,581
(2) 民　生	3,626,446	179,800	△ 1,400	178,400	3,581,036	3,579,636
(6) 土　木	6,535,835	899,500	371,700	1,271,200	7,024,790	7,396,490
3　災害復旧債			17,700	17,700		17,700
(1) 民　生			2,000	2,000		2,000
(2) 土　木			15,100	15,100		15,100
(3) 教　育			600	600		600
合　計	63,928,687	6,847,200	388,000	7,235,200	66,644,087	67,032,087

議案第２号

令和元年度茅ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）

令和元年度茅ヶ崎市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（予算の名称）

第１条　平成３１年度茅ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計予算は、令和元年５月１日以降、令和元年度茅ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計予算とする。

（歳入歳出予算の補正）

第２条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８３，６５３千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３，４３７，６５３千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和２年２月２６日提出

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

提案理由

本案は、地方自治法第２１８条第１項の規定により提案する。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位　千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 後期高齢者医療保険料		2,881,058	82,853	2,963,911
	1 後期高齢者医療保険料	2,881,058	82,853	2,963,911
2 繰入金		452,957	800	453,757
	1 一般会計繰入金	452,957	800	453,757
歳　入　合　計		3,354,000	83,653	3,437,653

歳　出

（単位　千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 総務費		76,629	800	77,429
	1 総務管理費	60,256	800	61,056
2 後期高齢者医療広域連合納付金		3,268,506	82,853	3,351,359
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,268,506	82,853	3,351,359
歳　出　合　計		3,354,000	83,653	3,437,653

歳入歳出補正予算事項別明細書

1　総　括

歳　入

（単位　千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
1 後期高齢者医療保険料	2,881,058	82,853	2,963,911
2 繰入金	452,957	800	453,757
歳　　入　　合　　計	3,354,000	83,653	3,437,653

歳　出

款	補正前の額	補　正　額	計
1 総務費	76,629	800	77,429
2 後期高齢者医療広域連合納付金	3,268,506	82,853	3,351,359
歳　　出　　合　　計	3,354,000	83,653	3,437,653

（単位 千円）

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
0	0	800	0
0	0	82,853	0
0	0	83,653	0

2　歳　入

款　　項　　目	補正前の額	補　正　額	計
1 後期高齢者医療保険料	2,881,058	82,853	2,963,911
1 後期高齢者医療保険料	2,881,058	82,853	2,963,911
1 特別徴収保険料	1,674,002	15,473	1,689,475
2 普通徴収保険料	1,207,056	67,380	1,274,436
2 繰入金	452,957	800	453,757
1 一般会計繰入金	452,957	800	453,757
1 事務費繰入金	65,619	800	66,419
歳　　入　　合　　計	3,354,000	83,653	3,437,653

（単位 千円）

節		説明	
区分	金額		
1 現年度分	15,473	1 現年度分	15,473
1 現年度分	67,380	1 現年度分	67,380
1 事務費繰入金	800	1 事務費繰入金	800

3　歳　出

款　　項　　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区　分	金　額
1 総務費	76,629	800	77,429		
1 総務管理費	60,256	800	61,056		
1 一般管理費	60,256	800	61,056	そ　の　他	800
2 後期高齢者医療広域連合納付金	3,268,506	82,853	3,351,359		
1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,268,506	82,853	3,351,359		
1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,268,506	82,853	3,351,359	そ　の　他	82,853
歳　出　合　計	3,354,000	83,653	3,437,653		

（単位 千円）

節 区分	金額	説明	
3 職員手当等	800	10 職員給与費	800
1 扶養手当	200		
3 住居手当	200		
6 時間外勤務手当	400		
19 負担金補助及び交付金	82,853	10 後期高齢者医療広域連合納付金	82,853

補　正　予　算　給　与　費　明　細　書

2　一般職

(1)　総　括

（単位　千円）

区　分	給与費		合　計	備　考
	職員手当	計		
補正後	20,261	47,050	56,803	
補正前	19,461	46,250	56,003	
比　較	800	800	800	

職員手当の内訳	区　分	扶養手当	住居手当	時間外勤務手当
	補正後	523	1,524	2,360
	補正前	323	1,324	1,960
	比　較	200	200	400

(2)　職員手当の増減額の明細

（単位　千円）

区　分	増減額	増減事由別内訳		説　明		備考
職員手当	800	その他の増減分	800	扶養手当 住居手当 時間外勤務手当	200 200 400	

議案第３号

令和元年度茅ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算（第５号）

令和元年度茅ヶ崎市の介護保険事業特別会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５，０００千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１６，３６６，４１９千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和２年２月２６日提出

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

提案理由

本案は、地方自治法第２１８条第１項の規定により提案する。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
6 繰入金		2,799,662	5,000	2,804,662
	1 一般会計繰入金	2,573,167	5,000	2,578,167
歳　　入　　合　　計		16,361,419	5,000	16,366,419

歳　出

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 総務費		480,102	5,000	485,102
	1 総務管理費	328,651	5,000	333,651
歳　　出　　合　　計		16,361,419	5,000	16,366,419

歳入歳出補正予算事項別明細書

1　総　括
歳　入

（単位　千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
6 繰入金	2,799,662	5,000	2,804,662
歳　　入　　合　　計	16,361,419	5,000	16,366,419

歳　出

款	補正前の額	補　正　額	計
1 総務費	480,102	5,000	485,102
歳　出　合　計	16,361,419	5,000	16,366,419

（単位 千円）

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
0	0	5,000	0
0	0	5,000	0

2　歳　入

款　　項　　目	補正前の額	補　正　額	計
6 繰入金	2,799,662	5,000	2,804,662
1 一般会計繰入金	2,573,167	5,000	2,578,167
1 一般会計繰入金	2,573,167	5,000	2,578,167
歳　　入　　合　　計	16,361,419	5,000	16,366,419

（単位　千円）

節		説明	
区　分	金　額		
2 職員給与費等繰入金	5,000	1 職員給与費等繰入金	5,000

3 歳出

款　項　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区　分	金　額
1 総務費	480,102	5,000	485,102		
1 総務管理費	328,651	5,000	333,651		
1 一般管理費	328,651	5,000	333,651	その他	5,000
歳出合計	16,361,419	5,000	16,366,419		

（単位 千円）

節		説明
区分	金額	
3 職員手当等	5,000	10 職員給与費 5,000
6 時間外勤務手当	5,000	

補　正　予　算　給　与　費　明　細　書

2　一般職

(1)　総　括

（単位　千円）

区　分	給与費		合　計	備　考
	職員手当	計		
補正後	112,810	258,114	309,278	
補正前	107,810	253,114	304,278	
比　較	5,000	5,000	5,000	

職員手当の内訳	区　分	時間外勤務手当
	補正後	32,490
	補正前	27,490
	比　較	5,000

(2)　職員手当の増減額の明細

（単位　千円）

区　分	増減額	増減事由別内訳		説　明	備考
職員手当	5,000	その他の増減分	5,000	時間外勤務手当　5,000	

議案第４号

令和元年度茅ヶ崎市病院事業会計補正予算（第２号）

（総則）

第１条　令和元年度茅ヶ崎市病院事業会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第２条　令和元年度茅ヶ崎市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入			
第１款　病院事業収益	12,559,515千円	499,000千円	13,058,515千円
第１項　医業収益	10,708,472千円	149,000千円	10,857,472千円
第２項　医業外収益	1,665,337千円	350,000千円	2,015,337千円
支出			
第１款　病院事業費用	12,461,761千円	149,000千円	12,610,761千円
第１項　医業費用	12,077,965千円	149,000千円	12,226,965千円

（資本的収入及び支出の補正）

第３条　予算第４条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入			
第１款　資本的収入	1,254,932千円	△269,100千円	985,832千円
第１項　企業債	822,600千円	△269,100千円	553,500千円
支出			
第１款　資本的支出	1,671,773千円	△269,100千円	1,402,673千円
第１項　建設改良費	988,036千円	△269,100千円	718,936千円

（継続費の補正）

第４条　予算第５条に定めた継続費を次のとおり廃止する。

（単位　千円）

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
１ 資本的支出	１ 建設改良費	市立病院本館改修事業	403,000	令和元年度	208,600	－	－	－
				令和２年度	194,400		－	－

（債務負担行為の補正）

第５条　予算第６条に定めた債務負担行為を次のとおり廃止する。

（単位 千円）

事項	補正前		補正後		備考
	期間	限度額	期間	限度額	
市立病院本館改修工事監理業務委託経費	令和２年度	13,300	－	－	事業計画見直しのため
市立病院本館改修工事（その２）設計業務委託経費	令和２年度	12,500	－	－	事業計画見直しのため

（企業債の補正）

第６条　予算第７条に定めた企業債を次のとおり変更及び廃止する。

変更

（単位 千円）

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
医療機器購入	237,000	197,000

廃止

（単位 千円）

起債の目的	補正前	補正後	備考
	限度額	限度額	
市立病院本館改修事業	208,600	－	事業計画見直しのため
市立病院本館改修工事監理業務委託	16,500	－	事業計画見直しのため
市立病院本館改修工事（その２）設計業務委託	4,000	－	事業計画見直しのため

（棚卸資産購入限度額の補正）

第７条　予算第１１条中、「２，４１４，７６０千円」を「２，５６３，７６０千円」に改める。

令和２年２月２６日提出

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

提案理由

本案は、地方自治法第２１８条第１項の規定により提案する。

令和元年度茅ヶ崎市病院事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収　入　　（単位　千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　考
1 病院事業収益			12,559,515	499,000	13,058,515	
	1 医業収益		10,708,472	149,000	10,857,472	
		2 外来収益	3,278,528	149,000	3,427,528	
	2 医業外収益		1,665,337	350,000	2,015,337	
		6 他会計補助金	0	350,000	350,000	

支　出　　（単位　千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　考
1 病院事業費用			12,461,761	149,000	12,610,761	
	1 医業費用		12,077,965	149,000	12,226,965	
		2 材料費	2,538,950	149,000	2,687,950	

資本的収入及び支出

収　入　　（単位　千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　考
1 資本的収入			1,254,932	△ 269,100	985,832	
	1 企　業　債		822,600	△ 269,100	553,500	
		1 企　業　債	822,600	△ 269,100	553,500	

支　出　　（単位　千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　考
1 資本的支出			1,671,773	△ 269,100	1,402,673	
	1 建設改良費		988,036	△ 269,100	718,936	
		1 施設整備費	621,150	△ 229,100	392,050	
		2 資産購入費	366,886	△ 40,000	326,886	

令和元年度茅ヶ崎市病院事業補正予定キャッシュ・フロー計算書
（平成３１年４月１日から令和２年３月３１日まで）

（単位 千円）

	既決予定額	補正予定額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益（△は当年度純損失）	95,368	373,529	468,897
減価償却費	853,603		853,603
退職給付引当金の増減額（△は減少）	△ 1,351		△ 1,351
賞与引当金の増減額（△は減少）	△ 52,030		△ 52,030
貸倒引当金の増減額（△は減少）	9,096		9,096
その他引当金（法定福利費引当金）の増減額（△は減少）	△ 5,709		△ 5,709
長期前受金戻入額	△ 178,217		△ 178,217
受取利息及び受取配当金	△ 250		△ 250
支払利息	140,529		140,529
長期前払消費税勘定償却	42,647		42,647
固定資産除却費	15,000		15,000
その他特別損失	8,050		8,050
未収金の増減額（△は増加）	△ 26,930	△ 149,000	△ 175,930
未払金の増減額（△は減少）	203,168	△ 120,100	83,068
棚卸資産の増減額（△は増加）	△ 43		△ 43
その他流動負債の増減額（△は減少）	530		530
小計	1,103,461	104,429	1,207,890
利息及び配当金の受取額	250		250
利息の支払額	△ 140,529		△ 140,529
消費税及び地方消費税の支払額	△ 39,644		△ 39,644
業務活動によるキャッシュ・フロー	923,538	104,429	1,027,967
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 886,439	244,637	△ 641,802
長期貸付金の投資による支出（看護師等奨学金）	△ 27,000		△ 27,000
その他投資による支出（医師公舎敷金）	△ 4,200		△ 4,200
その他投資の返還による収入	1,400		1,400
国庫補助金等による収入	2,700		2,700
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	428,232		428,232
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 485,307	244,637	△ 240,670
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
一時借入れによる収入	1,000,000		1,000,000
一時借入金の返済による支出	△ 1,000,000		△ 1,000,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による収入	822,600	△ 269,100	553,500
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 652,537		△ 652,537
財務活動によるキャッシュ・フロー	170,063	△ 269,100	△ 99,037
資金増加額（又は減少額）	608,294	79,966	688,260
資金期首残高	2,268,648		2,268,648
資金期末残高	2,876,942	79,966	2,956,908

令和元年度茅ヶ崎市病院事業補正予定貸借対照表
（令和２年３月３１日）

（単位 千円）

区分	既決予定額	補正予定額	計			
資産の部						
1 固定資産						
(1) 有形固定資産						
ア 土地	336,264			336,264		
イ 建物	17,983,316		17,983,316			
減価償却累計額	△ 10,099,290		△ 10,099,290	7,884,026		
ウ 構築物	185,241		185,241			
減価償却累計額	△ 169,936		△ 169,936	15,305		
エ 器械備品	4,604,954	△ 36,364	4,568,590			
減価償却累計額	△ 3,307,227		△ 3,307,227	1,261,363		
オ 車両	5,749		5,749			
減価償却累計額	△ 5,463		△ 5,463	286		
カ リース資産	606,326		606,326			
減価償却累計額	△ 412,687		△ 412,687	193,639		
キ 建設仮勘定	212,130	△ 208,273		3,857		
有形固定資産合計					9,694,740	
(2) 無形固定資産						
ア 電話加入権	1,803			1,803		
イ ソフトウェア	257,193			257,193		
無形固定資産合計					258,996	
(3) 投資その他の資産						
ア 長期貸付金	76,100			76,100		
イ 長期前払消費税	59,109			59,109		
ウ その他投資	11,803			11,803		
投資その他の資産合計					147,012	
固定資産合計						10,100,748
2 流動資産						
(1) 現金預金	2,876,942	79,966			2,956,908	
(2) 未収金	1,665,671	149,000		1,814,671		
貸倒引当金	△ 106,230			△ 106,230	1,708,441	
(3) 貯蔵品	96,054				96,054	
流動資産合計						4,761,403
資産合計						14,862,151

区分	既決予定額	補正予定額	計		
負債の部					
3 固定負債					
(1) 企業債					
ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債	8,421,634	△ 269,100	8,152,534		
企業債合計				8,152,534	
(2) リース債務	82,235			82,235	
(3) 引当金					
ア 退職給付引当金	1,899,016		1,899,016		
引当金合計				1,899,016	
固定負債合計					10,133,785
4 流動負債					
(1) 企業債					
ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債	711,790		711,790		
企業債合計				711,790	
(2) リース債務	126,895			126,895	
(3) 未払金	959,551	△ 120,100		839,451	
(4) 引当金					
ア 賞与引当金	294,424		294,424		
イ 修繕引当金	1		1		
ウ その他引当金	56,845		56,845		
引当金合計				351,270	
(5) その他流動負債					
ア 預り金	44,230		44,230		
その他流動負債合計				44,230	
流動負債合計					2,073,636
5 繰延収益					
(1) 長期前受金					
ア 補助金	662,648		662,648		
イ 一般会計繰入金	5,150,911		5,150,911		
ウ その他	0		0		
長期前受金合計				5,813,559	
(2) 収益化累計額					
ア 補助金	△ 299,565		△ 299,565		
イ 一般会計繰入金	△ 4,628,036		△ 4,628,036		
ウ その他	0		0		
収益化累計額合計				△ 4,927,601	
繰延収益合計					885,958
負債合計					13,093,379
資本の部					
6 資本金	5,383,112				5,383,112
7 剰余金					
(1) 資本剰余金					
ア 受贈財産評価額	320		320		
イ 寄附金	20,810		20,810		
ウ 補助金	219,150		219,150		
エ その他資本剰余金	1,538,911		1,538,911		
資本剰余金合計				1,779,191	
(2) 欠損金					
ア 当年度未処理欠損金	5,767,060	△ 373,529	5,393,531		
欠損金合計				5,393,531	
剰余金合計					△ 3,614,340
資本合計					1,768,772
負債資本合計					14,862,151

令和元年度茅ヶ崎市病院
収益的収入

収　入

款　項　目	既決予定額	補正予定額	計
1　病院事業収益	12,559,515	499,000	13,058,515
1　医業収益	10,708,472	149,000	10,857,472
2　外来収益	3,278,528	149,000	3,427,528
2　医業外収益	1,665,337	350,000	2,015,337
6　他会計補助金	0	350,000	350,000

支　出

款　項　目	既決予定額	補正予定額	計
1　病院事業費用	12,461,761	149,000	12,610,761
1　医業費用	12,077,965	149,000	12,226,965
2　材料費	2,538,950	149,000	2,687,950

事業会計補正予算説明書
及び支出

（単位 千円）

節		説明
区分	金額	
1 外来収益	149,000	
1 一般会計補助金	350,000	

（単位 千円）

節		説明
区分	金額	
1 薬品費	149,000	注射薬 149,000

資　本　的　収　入

収　入

款　項　目	既決予定額	補正予定額	計
1　資　本　的　収　入	1,254,932	△ 269,100	985,832
1　企　業　債	822,600	△ 269,100	553,500
1　企　業　債	822,600	△ 269,100	553,500

支　出

款　項　目	既決予定額	補正予定額	計
1　資　本　的　支　出	1,671,773	△ 269,100	1,402,673
1　建　設　改　良　費	988,036	△ 269,100	718,936
1 施　設　整　備　費	621,150	△ 229,100	392,050
2 資　産　購　入　費	366,886	△ 40,000	326,886

及　び　支　出

（単位 千円）

節		説　明
区　分	金　額	
1 企　業　債	△ 269,100	市立病院本館改修事業　△208,600 市立病院本館改修工事監理業務委託　△16,500 市立病院本館改修工事（その２） 設計業務委託　△4,000 医療機器購入　△40,000

（単位 千円）

節		説　明
区　分	金　額	
1 工事請負費	△ 208,600	市立病院本館改修工事　△208,600
2 委託料	△ 20,500	市立病院本館改修工事監理業務委託　△16,500 市立病院本館改修工事（その２） 設計業務委託　△4,000
1 資産購入費	△ 40,000	

議案第１２号

茅ヶ崎市公文書等管理条例

目次

第１章　総則（第１条～第３条）
第２章　行政文書の管理
　第１節　文書の作成（第４条）
　第２節　行政文書の整理等（第５条～第１０条）
第３章　特定歴史公文書等の保存、利用等（第１１条～第２８条）
第４章　雑則（第２９条～第３２条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、市の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、市民共有の知的資源として、市民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、公文書等の管理に関する基本的事項を定めることにより、行政文書の適正な管理、特定歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって市政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、市の有するその諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「実施機関」とは、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

２　この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。第２０条を除き、以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

(2) 特定歴史公文書等

(3) 図書館、美術館その他これらに類する施設等において、当該施設等の設置等の目的に応じて収集され、整理され、及び保存されているもの

３　この条例において「歴史公文書等」とは、歴史資料として重要な行政文書その他の文書をいう。

4　この条例において「特定歴史公文書等」とは、歴史公文書等のうち、次に掲げるものをいう。

(1) 第８条第１項の規定により市長が引き続き保存するもの及び同条第２項の規定により市長に移管されたもの

(2) 法人その他の団体（市を除く。第１３条第１項第２号において「法人等」という。）又は個人から市長に寄贈され、又は寄託されたもの

5　この条例において「公文書等」とは、行政文書及び特定歴史公文書等をいう。

（他の法令等との関係）

第３条　公文書等の管理については、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

第２章　行政文書の管理

第１節　文書の作成

第４条　実施機関の職員は、第１条の目的の達成に資するため、当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。

第２節　行政文書の整理等

（行政文書の整理等）

第５条　実施機関の職員が行政文書を作成し、又は取得したときは、当該実施機関は、規則で定めるところにより、当該行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

2　実施機関は、能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、単独で管理することが適当であると認める行政文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する行政文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合物（以下「行政文書ファイル」という。）にまとめなければならない。

3　前項の場合において、実施機関は、規則で定めるところにより、当該行政文書ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

4　実施機関は、第１項及び前項の規定により設定した保存期間及び保存期間の満了する日を、規則で定めるところにより、延長することができる。

5　実施機関は、行政文書ファイル及び単独で管理している行政文書（以下「行政文書ファイル等」という。）について、保存期間（延長された場合にあっては、延長後の保存期間。以下同じ。）の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものにあっては引き続き保存の措置（市長以外の実施機関にあっては、市長への移管の措置）を、それ以外のものにあっては廃棄の措置をとるべ

きことを定めなければならない。

（行政文書の保存）

第６条　実施機関は、行政文書ファイル等について、当該行政文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

（行政文書ファイル管理簿）

第７条　実施機関は、行政文書ファイル等の管理を適切に行うため、規則で定めるところにより、行政文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日及び保存期間が満了したときの措置その他の必要な事項（茅ヶ崎市情報公開条例（昭和６１年茅ヶ崎市条例第２号。以下「情報公開条例」という。）第５条に規定する非公開情報に該当するものを除く。）を帳簿（以下「行政文書ファイル管理簿」という。）に記載しなければならない。ただし、１年未満の保存期間が設定された行政文書ファイル等については、この限りでない。

２　実施機関は、行政文書ファイル管理簿について、規則で定めるところにより、一般の閲覧に供するとともに、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

（保存期間が満了した行政文書ファイル等の取扱い）

第８条　市長は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、第５条第５項の規定による定めに基づき、引き続き保存し、又は廃棄しなければならない。

２　市長以外の実施機関は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、第５条第５項の規定による定めに基づき、市長に移管し、又は廃棄しなければならない。

３　実施機関は、第１項又は前項の規定により、保存期間が満了した行政文書ファイル等を廃棄しようとするときは、歴史公文書等に該当するか否かについて、茅ヶ崎市史編さん・特定歴史公文書等管理委員会の意見を聴かなければならない。

４　市長以外の実施機関は、第２項の規定により市長に移管する行政文書ファイル等について、第１３条第１項第１号に掲げる場合に該当するものとして利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

（管理状況の報告等）

第９条　市長以外の実施機関は、行政文書の管理の状況について、毎年度、市長に報告しなければならない。

２　市長は、毎年度、実施機関における行政文書の管理の状況を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

（行政文書管理規程）

第１０条　実施機関は、行政文書の管理が第４条から前条までの規定に基づき適正に行わ

れることを確保するため、行政文書の管理に関する定めを設けなければならない。

第３章　特定歴史公文書等の保存、利用等

（特定歴史公文書等の保存等）

第１１条　市長は、特定歴史公文書等について、第２７条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。

２　市長は、特定歴史公文書等について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

３　市長は、特定歴史公文書等に個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。

４　市長は、規則で定めるところにより、特定歴史公文書等の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。

（特定歴史公文書等の利用を請求する権利）

第１２条　何人も、この条例の定めるところにより、市長に対して特定歴史公文書等の利用の請求をすることができる。

（特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い）

第１３条　市長は、その保存する特定歴史公文書等について第１１条第４項の目録の記載に従い利用の請求があったときは、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

(1) 当該特定歴史公文書等が引き続き保存の措置（市長以外の実施機関にあっては、市長への移管の措置）をされたものであって、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

ア　情報公開条例第５条第１号に掲げる情報

イ　情報公開条例第５条第２号、第４号ア若しくはオ又は第５号に掲げる情報

(2) 当該特定歴史公文書等がその全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人等又は個人から寄贈され、又は寄託されたものであって、当該期間が経過していない場合

(3) 当該特定歴史公文書等の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は市長において当該原本が現に使用されている場合

２　市長は、前項の利用の請求（以下「利用請求」という。）に係る特定歴史公文書等が同項第１号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書等が行

政文書として作成され、又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書等に第８条第４項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。

３　市長は、第１項第１号又は第２号に掲げる場合であっても同項第１号ア若しくはイに掲げる情報又は同項第２号の条件に係る情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求をした者（以下「利用請求者」という。）に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

（本人情報の取扱い）

第１４条　市長は、前条第１項第１号アの規定にかかわらず、同号アに掲げる情報により識別される特定の個人（以下この条において「本人」という。）から、当該情報が記録されている特定歴史公文書等について利用請求があった場合において、規則で定めるところにより本人であることを示す書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書等につきこれらの規定に掲げる情報が記録されている部分についても、利用させなければならない。

（利用請求の手続）

第１５条　利用請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあってはその代表者の氏名

(2) 第１１条第４項の目録に記載された当該利用請求に係る特定歴史公文書等の名称

(3) 前２号に掲げるもののほか、規則で定める事項

（利用請求に対する決定）

第１６条　市長は、利用請求に係る特定歴史公文書等の全部又は一部を利用させるときは、その旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨及び利用に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。この場合において、当該決定が利用請求に係る特定歴史公文書等の一部を利用させる旨のものであるときは、併せてその理由を通知しなければならない。

２　市長は、利用請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させないときは、その旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

（利用決定等の期限）

第１７条　前条第１項又は第２項の決定（以下「利用決定等」という。）は、利用請求があった日から起算して３０日以内にしなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、市長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、

同項に規定する期間を３０日以内に限り延長することができる。この場合において、市長は、利用請求者に対し、遅滞なく延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（利用決定等の期限の特例）

第１８条　利用請求に係る特定歴史公文書等が著しく大量であるため利用請求があった日から起算して６０日以内にその全てについて利用決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市長は、利用請求に係る特定歴史公文書等のうちの相当の部分につき当該期間内に利用決定等をし、残りの特定歴史公文書等については相当の期間内に利用決定等をすれば足りる。この場合において、市長は、同条第１項に規定する期間内に、利用請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの特定歴史公文書等について利用決定等をする期限

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第１９条　利用請求に係る特定歴史公文書等に市及び利用請求者以外の者（以下この条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、市長は、利用決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

２　市長は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書等の利用をさせようとする場合であって、当該情報が情報公開条例第５条第１号エ若しくは第２号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、利用させる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

３　市長は、前２項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該特定歴史公文書等を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも２週間を置かなければならない。この場合において、市長は、その決定後直ちに、当該意見書（第２３条第２号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。

（利用の方法）

第２０条　市長が特定歴史公文書等を利用させる場合は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法により特定歴史公文書等を利用させ

る場合にあっては、当該特定歴史公文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときに限り、その写しを閲覧させる方法により、これを利用させることができる。

（費用負担）

第２１条　特定歴史公文書等の写し等の交付に要する費用は、利用請求者の負担とする。

（審理員による審理手続規定の適用除外）

第２２条　利用決定等又は利用請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第９条第１項本文の規定は、適用しない。

（審査会への諮問）

第２３条　利用決定等又は利用請求に係る不作為について審査請求があったときは、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとする場合（当該特定歴史公文書等の利用について、反対意見書が提出されている場合及び行政不服審査法第９条第３項の規定により読み替えて適用する同法第３０条第２項に規定する意見書（以下この号において「参加人意見書」という。）が提出されている場合において当該参加人意見書に反対する旨の意見が記載されているときを除く。）

（情報公開条例の準用）

第２４条　情報公開条例第１７条第２項及び第３項並びに第１８条から第２１条までの規定は、利用決定等又は利用請求に係る不作為に係る審査請求について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる情報公開条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第１７条第２項	前項	茅ヶ崎市公文書等管理条例（令和２年茅ヶ崎市条例第　号。以下「公文書等管理条例」という。）第２３条
第１７条第３項各号列記以外の部分	第１項の規定により審査会に諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は	市長は、公文書等管理条例第２３条の規定により諮問をしたときは

第１７条第３項第２号	公開請求者（公開請求者が	利用請求者（公文書等管理条例第１３条第３項に規定する利用請求者をいう。以下同じ。）（利用請求者が
第１７条第３項第３号	行政文書の公開について反対意見書	特定歴史公文書等（公文書等管理条例第２条第４項に規定する特定歴史公文書等をいう。以下同じ。）の利用について公文書等管理条例第１９条第３項に規定する反対意見書
	第三者（	第三者（同条第１項に規定する第三者をいう。以下同じ。）（
第１８条各号列記以外の部分	第１２条第３項	公文書等管理条例第１９条第３項
第１８条第１号	公開決定	利用させる旨の決定
第１８条第２号	公開決定等	公文書等管理条例第１７条第１項に規定する利用決定等（以下「利用決定等」という。）
	公開請求	公文書等管理条例第１３条第２項に規定する利用請求
	行政文書	特定歴史公文書等
	公開する旨	利用させる旨

	の公開	を利用させること
第１９条第１項	諮問実施機関	市長
	公開決定等に係る行政文書	利用決定等に係る特定歴史公文書等
第１９条第２項	諮問実施機関	市長
	前項	公文書等管理条例第２４条において読み替えて準用する前項
第１９条第３項	第１項	公文書等管理条例第２４条において読み替えて準用する第１項
	諮問実施機関	市長
第２１条第１項	諮問実施機関	市長
第２１条第２項	諮問実施機関	市長
	前項	公文書等管理条例第２４条において読み替えて準用する前項
第２１条第３項	第１項	公文書等管理条例第２４条において読み替えて準用する第１項

（利用の促進）

第２５条　市長は、特定歴史公文書等（第１３条の規定により利用させることができるものに限る。）について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

（実施機関による利用の特例）

第２６条　第８条第１項又は第２項の規定により特定歴史公文書等を引き続き保存し、又は移管した実施機関が所掌事務を遂行するために必要であるとして当該特定歴史公文書等について利用請求をした場合には、第１３条第１項第１号の規定は、適用しない。

（特定歴史公文書等の廃棄）

第２７条　市長は、特定歴史公文書等として保存されている文書が重要でなくなったと認める場合には、当該文書を廃棄することができる。

２　市長は、前項の規定により特定歴史公文書等を廃棄しようとするときは、あらかじめ茅ヶ崎市史編さん・特定歴史公文書等管理委員会の意見を聴かなければならない。

（保存及び利用の状況の公表）

第２８条　市長は、特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について、毎年度、その概要を公表しなければならない。

第４章　雑則

（出資法人等の文書の管理）

第２９条　市が出資その他財政上の援助を行う法人であって市長が定めるものは、この条例の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

２　指定管理者（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定する指定管理者をいう。）は、この条例の趣旨にのっとり、市が設置する公の施設（同法第２４４条第１項に規定する公の施設をいう。）の管理に関する文書の適正な管理に関して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（報告の聴取等）

第３０条　市長は、この条例の目的を達成する範囲内において必要があると認めるときは、行政文書の管理について、実施機関に対し、報告を求め、又は助言することができる。

（研修）

第３１条　実施機関は、それぞれ、当該実施機関の職員に対し、行政文書の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

（委任）

第３２条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前に実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した行政文書若し

くは行政文書ファイル（以下「施行日前行政文書等」という。）について実施機関により定められた保存期間は、第５条第１項又は第３項の規定に基づき定められた保存期間とみなす。

3　施行日前行政文書等についての第５条第５項の適用については、「保存期間（延長された場合にあっては、延長後の保存期間。以下同じ。）の満了前のできる限り早い時期に」とあるのは、「保存期間（延長された場合にあっては、延長後の保存期間）の満了前に」とする。

4　施行日前行政文書等についての第７条第１項の適用については、「保存期間、保存期間の満了する日及び保存期間が満了したときの措置その他の必要な事項」とあるのは、「保存期間その他の必要な事項」とする。

5　第２項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に実施機関が保存している行政文書のうち、保存期間が既に３０年を経過しているものについては、当該実施機関が引き続き行政文書として保存する必要があると認めるものを除き、特定歴史公文書等とみなす。

6　この条例の施行の際現に市長が歴史的資料等として保存している文書については、特定歴史公文書等とみなす。

7　第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

令和２年２月２６日提出

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

提案理由

本案は、公文書等の管理に関する基本的事項を定めることにより、行政文書の適正な管理、特定歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図るため提案する。

議案第１３号

茅ヶ崎市附属機関設置条例等の一部を改正する条例

（茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部改正）

第１条　茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成１０年茅ヶ崎市条例第４４号）の一部を次のように改正する。

別表中「求め又は」を「求め、」に改め、「第４８条第５項の規定による助言の求め」の次に「又は茅ヶ崎市公文書等管理条例（令和２年茅ヶ崎市条例第　　号）第１６条各項の決定に対する審査請求」を加え、同表市長の項中

「

茅ヶ崎市史編さん委員会	茅ヶ崎市史する事項に問に応じてその結果を。

」

を

「

の編さんに関つき市長の諮調査審議し、答申すること	茅ヶ崎市史編さん・特定歴史公文書等管理委員会	次に掲げる事項につき市長（第２号に掲げる事項にあっては、実施機関）の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議すること。 (1) 茅ヶ崎市史の編さんに関する事項 (2) 歴史公文書等の選別に関する事項 (3) 特定歴史公文書等の廃棄その他その管理に関する事項

」

に改める。

（茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第２条　茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和

３１年茅ヶ崎市条例第１１号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「

市史編さん委員会委員	日額	１０，０００円

」を「

市史編さん・特定歴史公文書等管理委員会委員	日額	１０，０００円
市史編さん・特定歴史公文書等管理委員会臨時委員	日額	１０，０００円

」に改める。

（茅ヶ崎市情報公開条例の一部改正）

第３条　茅ヶ崎市情報公開条例（昭和６１年茅ヶ崎市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「その分掌する事務に関して」を削り、「において管理」を「の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有」に改め、同項第３号を削り、同項第２号中「施設（歴史的又は文化的な資料に係る事務を分掌する機関を含む。）」を「施設等」に、「施設の設置目的」を「施設等の設置等の目的」に、「収集し、整理し、及び保存している」を「収集され、整理され、及び保存されている」に改め、同号を同項第３号とし、同項第１号の次に次の１号を加える。

(2) 茅ヶ崎市公文書等管理条例（令和２年茅ヶ崎市条例第　　号）第２条第４項に規定する特定歴史公文書等

第１７条第３項第３号中「公開決定等」を「行政文書の公開」に改める。

第１８条第２号中「開示」を「公開」に改める。

第２７条を削り、第２８条を第２７条とし、第２９条を第２８条とし、第３０条を第２９条とする。

（茅ヶ崎市個人情報保護条例の一部改正）

第４条　茅ヶ崎市個人情報保護条例（平成８年茅ヶ崎市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第２条第５号中「その分掌する事務に関して」を削り、「において管理」を「の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有」に改め、同号ウを削り、同号イ中「施設（歴史的又は文化的な資料に係る事務を分掌する機関を含む。第４６条第３号において同じ。）」を「施設等」に、「施設の設置目的」を「施設等の設置等の目的」に、「収集

し、整理し、及び保存している」を「収集され、整理され、及び保存されている」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ　茅ヶ崎市公文書等管理条例（令和２年茅ヶ崎市条例第　　号）第２条第４項に規定する特定歴史公文書等

第２条第６号中「その分掌する事務に関して」を削る。

第１６条ただし書を削る。

第４１条第３項第３号中「開示又は不開示の決定」を「保有個人情報の開示」に改める。

（茅ヶ崎市手数料条例の一部改正）

第５条　茅ヶ崎市手数料条例（平成１２年茅ヶ崎市条例第６号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項中第１２号を第１３号とし、第１１号を第１２号とし、第１０号を第１１号とし、第９号の次に次の１号を加える。

(10)　茅ヶ崎市公文書等管理条例（令和２年茅ヶ崎市条例第　　号）第１３条の規定による特定歴史公文書等の利用に係るもの

附　則

１　この条例は、令和３年４月１日から施行する。

２　第３条の規定による改正後の茅ヶ崎市情報公開条例第３条第１項の規定にかかわらず、この条例の施行の日前に実施機関の職員がその分掌する事務に関して職務上作成した電磁的記録であって第３条の規定による改正前の茅ヶ崎市情報公開条例第３条第１項第３号に該当するものについては、なお従前の例による。

３　第４条の規定による改正後の茅ヶ崎市個人情報保護条例第２条第５号の規定にかかわらず、この条例の施行の日前に実施機関の職員がその分掌する事務に関して職務上作成した電磁的記録であって第４条の規定による改正前の茅ヶ崎市個人情報保護条例第２条第５号ウに該当するものについては、なお従前の例による。

令和２年２月２６日提出

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

提案理由

本案は、茅ヶ崎市公文書等管理条例の施行に伴い、関係条例の規定を整備する等のため提案する。

議案第１４号

茅ヶ崎市行政不服審査条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市行政不服審査条例（平成２８年茅ヶ崎市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第１４条第３号中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成１４年法律第１５１号）第４条第１項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成１４年法律第１５１号）第７条第１項」に、「同項」を「同法第６条第１項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和２年２月２６日提出

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

提案理由

本案は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正に伴い、所要の規定を整備するため提案する。

議案第１５号

茅ヶ崎市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例

（茅ヶ崎市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正）

第１条　茅ヶ崎市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和２６年茅ヶ崎市条例第７２号）の一部を次のように改正する。

第３条中「給料」を「の期間において、給料の額」に改め、同条に次の２項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、地方公務員法第２２条の２第１項第１号に掲げる職員の減給は、１日以上６月以下の期間において、茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年茅ヶ崎市条例第２６号。次項において「会計年度任用職員報酬条例」という。）第２条の基本報酬の額から、同条例第４条第１項に規定する給料表による額に同項に規定する割合を乗じて得た額を差し引いた額の１０分の１以下を減ずるものとする。

３　会計年度任用職員報酬条例第５条に規定する報酬算定基礎額の適用を受ける職員に対する前項の規定の適用については、同項中「第４条第１項に規定する給料表による額に同項」とあるのは、「第５条に規定する規則で定める額に同条」とする。

（茅ヶ崎市職員の服務に関する条例の一部改正）

第２条　茅ヶ崎市職員の服務に関する条例（昭和２６年茅ヶ崎市条例第６０号）の一部を次のように改正する。

第１条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「基き」を「基づき、」に、「規定することを目的」を「必要な事項を定めるもの」に改める。

第２条中「（臨時職員及び非常勤職員（地方公務員法第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）」を削り、同条に次の１項を加える。

２　地方公務員法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員及び同法第２２条の３第４項の規定に基づき臨時的に任用された職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

第３条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「を除く外」を「のほか、」に、「任命権者が定めることができる」を「、任命権者が定める」に改める。

（茅ヶ崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第３条　茅ヶ崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和４２年茅ヶ崎市条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第５条に次の１号を加える。

(5) 給料を支給される職員　法第２条第４項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

附　則

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

２　第３条の規定による改正後の茅ヶ崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第５条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

令和２年２月２６日提出

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

提案理由

本案は、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、関係条例の規定を整備するため提案する。

議案第１６号

茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成２８年茅ヶ崎市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

第７条に次の１項を加える。

３　前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

令和２年２月２６日提出

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

提案理由

本案は、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項を規則で定めることとするため提案する。

議案第１７号

茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３１年茅ヶ崎市条例第１１号）の一部を次のように改正する。

別表第１予防接種健康被害調査会委員の項中「５，０００円」を「１０，０００円」に改める。

附　則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

令和２年２月２６日提出

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

提案理由

本案は、茅ヶ崎市予防接種健康被害調査会委員の報酬の額を改定するため提案する。

議案第１８号

茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例（平成２８年茅ヶ崎市条例第４３号）の一部を次のように改正する。

第１２条第１項第１号中「者」の次に「で規則で定めるもの」を加える。

附　則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

令和２年２月２６日提出

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

提案理由

本案は、医療職給料表(1) の適用を受ける者で救急医療業務手当を支給するものの範囲を改めるため提案する。

議案第１９号

茅ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市手数料条例（平成１２年茅ヶ崎市条例第６号）の一部を次のように改正する。

別表第１の７５の項中「第４条第４項」を「第４条第３項」に改め、同表１５０の項を次のように改める。

１５０　削除	

別表第１の１５１の項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令」の次に「（平成２６年総務省令第８５号）」を加え、「通知カード若しくは」を削る。

附　則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第１６号）附則第１条第６号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

令和２年２月２６日提出

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

提案理由

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の規定を整備するため提案する。

議案第２０号

茅ヶ崎市児童クラブ条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市児童クラブ条例（平成１３年茅ヶ崎市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

別表茅ヶ崎市香川児童クラブの項中「茅ヶ崎市香川六丁目９番４６号」を「茅ヶ崎市香川一丁目３０番５９号」に改める。

附　則

この条例は、令和２年３月３０日から施行する。

令和２年２月２６日提出

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

提案理由

本案は、茅ヶ崎市香川児童クラブの利用環境の向上を図ることを目的に当該児童クラブを移転するため提案する。

議案第２１号

茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市国民健康保険条例（昭和３４年茅ヶ崎市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第２２条中「６１０，０００円」を「６３０，０００円」に改める。

第３６条中「１６０，０００円」を「１７０，０００円」に改める。

第４１条第１項第２号中「２８０，０００円」を「２８５，０００円」に改め、同項第３号中「５１０，０００円」を「５２０，０００円」に改める。

附　則

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

２　改正後の第２２条、第３６条並びに第４１条第１項第２号及び第３号の規定は、令和２年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

令和２年２月２６日提出

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

提案理由

本案は、国民健康保険法施行令の改正に伴い、保険料の賦課額の限度額及び保険料の減額の対象となる所得の基準を引き上げるため提案する。

議案第２２号

茅ヶ崎市病院事業の設置等に関する条例及び茅ヶ崎市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第２４３条の２第８項」を「第２４３条の２の２第８項」に改める。

(1) 茅ヶ崎市病院事業の設置等に関する条例（昭和４１年茅ヶ崎市条例第４０号）第１０条

(2) 茅ヶ崎市公共下水道事業の設置等に関する条例(平成２３年茅ヶ崎市条例第４４号)第６条

附　則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

令和２年２月２６日提出

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

提案理由

本案は、地方自治法の改正に伴い、所要の規定を整備するため提案する。

議案第２３号

茅ヶ崎市都市公園条例及び茅ヶ崎市営体育施設条例の一部を改正する条例

（茅ヶ崎市都市公園条例の一部改正）

第１条　茅ヶ崎市都市公園条例（昭和５９年茅ヶ崎市条例第４号）の一部を次のように改正する。

別表第２相模川河畔スポーツ公園の項を削る。

（茅ヶ崎市営体育施設条例の一部改正）

第２条　茅ヶ崎市営体育施設条例（昭和３８年茅ヶ崎市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第２条の表相模川河畔スポーツ公園陸上競技場の項及び相模川河畔スポーツ公園庭球場の項を削る。

第９条の見出し中「専用利用」を「利用」に改め、同条第１項中「専用して」を削り、同条第２項及び第３項中「専用利用承認」を「利用の承認」に改める。

第１０条第１項中「専用利用承認」を「利用の承認」に改める。

第１１条の見出し中「専用利用」を「利用」に改め、同条各号列記以外の部分中「専用利用承認」を「利用の承認」に、「専用利用者」を「利用者」に改め、同条各号中「専用利用承認」を「利用の承認」に改める。

第１２条の見出し中「専用利用承認」を「利用の承認」に改め、同条各号列記以外の部分中「専用利用承認」を「利用の承認」に改め、同条第２号及び第３号中「専用利用者」を「利用者」に改め、同条第４号中「専用利用者」を「利用者」に、「専用利用承認」を「利用の承認」に改める。

第１３条第１項中「次の各号に掲げる者」を「利用者」に改め、「当該各号に掲げる」を削り、同項各号を削り、同条第２項中「次の各号に掲げる利用料金の区分に応じ、当該各号に掲げる別表」を「別表第２」に改め、同項各号を削り、同条第３項第１号中「専用利用者」を「利用者」に改める。

第１４条を削り、第１５条を第１４条とする。

第１６条ただし書中「、専用利用料金及び個人利用料金（定期利用券によるものに限る。）について」を削り、「、その」を「、利用料金の」に改め、同条を第１５条とする。

第１７条を削る。

第１８条中「専用利用者」を「利用者」に、「専用利用承認」を「利用の承認」に改め、同条を第１６条とする。

第１９条中「専用利用者及び個人利用者（以下「利用者」という。）並びに」を「利用者及び」に改め、同条を第１７条とし、第２０条を第１８条とする。

第２１条中「専用利用承認」を「利用の承認」に改め、同条を第１９条とし、第２２条を第２０条とし、第２３条を第２１条とする。

第２４条中「専用利用者」を「利用者」に改め、同条を第２２条とし、第２５条を第２３条とする。

別表第１相模川河畔スポーツ公園陸上競技場及び相模川河畔スポーツ公園庭球場の項を削る。

別表第２の１(1) の表相模川河畔スポーツ公園陸上競技場の項及び相模川河畔スポーツ公園庭球場の項を削る。

別表第３及び別表第４を削る。

附　則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

令和２年２月２６日提出

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

提案理由

本案は、相模川河畔スポーツ公園の廃止に伴い、相模川河畔スポーツ公園の陸上競技場及び庭球場を廃止するため提案する。

議案第２４号

茅ヶ崎市準用河川土地占用料等徴収条例及び茅ヶ崎市水路に関する条例の一部を改正する条例

（茅ヶ崎市準用河川土地占用料等徴収条例の一部改正）

第１条　茅ヶ崎市準用河川土地占用料等徴収条例（平成１２年茅ヶ崎市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項及び第２項中「、１００円」を「１００円とし、その額が１００円を超える場合であって、その額に１０円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。」に改める。

「	「
１５０円	１８４円
２３０円	２８３円
３１１円	３８２円
１３４円	１６５円
２１４円	２６３円
２９５円	３６２円
１３円	１６円
１円	２円
	１円
１３１円	１６１円
８０円	９９円

別表の１の表中

２６８円	３２９円
６円	７円
８円	１０円
１２円	１５円
１６円	２０円
２４円	３０円
３２円	３９円
５６円	６９円
８０円	９９円
１６１円	１９７円
２６８円	３２９円

を

に改める。

２８０円	３１６円
１６８円	１８９円
３０円	３６円
１９円	２１円
５６１円	６３１円
５６１円	６３１円
２１４円	２６３円
１９円	２１円
５６１円	６３１円
１９円	２１円
５６１円	６３１円
５，６０８円	６，３１０円
２，８０４円	３，１５５円
５６１円	６３１円

１３６円	１６４円

」　」

（茅ヶ崎市水路に関する条例の一部改正）

第２条　茅ヶ崎市水路に関する条例（昭和３８年茅ヶ崎市条例第３号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「、１００円」を「１００円とし、その額が１００円を超える場合であって、その額に１０円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。」に改める。

「	「
１５０円	１８４円
２３０円	２８３円
３１１円	３８２円
１３４円	１６５円
２１４円	２６３円
２９５円	３６２円
１３円	１６円
１円	２円
	１円
１３１円	１６１円
８０円	９９円

２６８円	３２９円
１１３円	１３８円
５６１円	６３１円
６円	７円
８円	１０円
１２円	１５円
１６円	２０円
２４円	３０円
３２円	３９円
５６円	６９円
８０円	９９円
１６１円	１９７円
２６８円	３２９円

別表中　　を　　に改める。

２８０円	３１６円
１６８円	１８９円
３０円	３６円
１９円	２１円
５６１円	６３１円
５６１円	６３１円
２１４円	２６３円
１９円	２１円
５６１円	６３１円
１９円	２１円
５６１円	６３１円
５，６０８円	６，３１０円

２，８０４円	３，１５５円
５６１円	６３１円
１３６円	１６４円

」　　」

附　則

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にした河川法（昭和３９年法律第１６７号）第１００条第１項において準用する同法第２４条又は茅ヶ崎市水路に関する条例第４条第１項の規定による許可に係る占用の期間に係る占用料の額については、当該占用の期間の初日が施行日前である場合に限り、なお従前の例による。

令和２年２月２６日提出

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

提案理由

本案は、土地の価格の変動に伴い、準用河川の河川区域の土地占用料及び水路の占用料の額を改定する等のため提案する。

議案第２５号

茅ヶ崎市建築基準条例の一部を改正する条例

第１条　茅ヶ崎市建築基準条例（平成２２年茅ヶ崎市条例第４７号）の一部を次のように改正する。

第１９条中「第１１２条第１項」を「第１１２条第２項」に改める。

第２５条第１項中「３階を長屋の用途に供する建築物」の次に「（階数が３で延べ面積が２００平方メートル未満のものであって、政令第１１０条の５の技術的基準に従って警報設備を設けたものを除く。）」を加え、同項第３号を次のように改める。

(3) 防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件（令和元年国土交通省告示第１９４号）第４第１号イに掲げる構造方法を用いる建築物

第３３条第１項第２号中「第１１２条第１３項第２号」を「第１１２条第１８項第２号」に改め、同条第２項中「第１１２条第１４項及び第１５項」を「第１１２条第１９項及び第２０項」に改める。

第５３条第１項第１号中「第１１２条第１３項」を「第１１２条第１８項」に改め、同条第２項中「第１１２条第１４項及び第１５項」を「第１１２条第１９項及び第２０項」に改める。

第２条　茅ヶ崎市建築基準条例の一部を次のように改正する。

第３３条第１項第２号中「第１１２条第１８項第２号」を「第１１２条第１９項第２号」に改め、同条第２項中「第１１２条第１９項及び第２０項」を「第１１２条第２０項及び第２１項」に改める。

第５３条第１項第１号中「第１１２条第１８項」を「第１１２条第１９項」に改め、同条第２項中「第１１２条第１９項及び第２０項」を「第１１２条第２０項及び第２１項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和２年４月１日から施行する。

令和２年２月２６日提出

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

提案理由

本案は、建築基準法の改正に鑑み、長屋の用途に供する建築物のうち一定の要件に該当するものの構造に関する規制を廃止する等のため提案する。

議案第２６号

茅ヶ崎市営住宅条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市営住宅条例（平成９年茅ヶ崎市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

目次中「第５６条」を「第５５条」に、「(第５７条)」を「(第５６条)」に改める。

第１３条第１項第１号中「連帯保証人１人の署名する」を「規則で定める」に改め、同条第３項を削り、同条第４項中「第１項又は第２項」を「前２項」に改め、同項を同条第３項とし、同条中第５項を第４項とし、第６項を第５項とする。

第１９条第１項中「第１３条第５項」を「第１３条第４項」に改める。

第２１条第４項を同条第５項とし、同条第３項中「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

３　市は、入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市に対し、敷金をその債務の弁済に充てることを請求することができない。

第４４条第３項中「年５分の割合」を「法定利率」に改める。

第５２条を削り、第５３条を第５２条とし、第５４条から第５６条までを１条ずつ繰り上げる。

第６章中第５７条を第５６条とする。

附　則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

令和２年２月２６日提出

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

提案理由

本案は、身寄りのない住宅困窮者等の円滑な入居を促進するため、市営住宅の入居手続において連帯保証人を求めないこととする等のため提案する。

議案第２７号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和２年２月２６日提出

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

１	施設の名称	新栄町第一自転車駐車場 新栄町第二自転車駐車場 新栄町第三自転車駐車場 ツインウェイヴ北自転車駐車場 ツインウェイヴ南自転車駐車場 幸町自転車駐車場 幸町第二自転車駐車場 共恵自転車駐車場 本宿町自転車駐車場
２	施設の種類	自転車駐車場
３	指定管理者の名称	茅ヶ崎市十間坂一丁目４番８号 公益社団法人茅ヶ崎市シルバー人材センター 理事長　田　中　敏　博
４	指定の期間	令和２年４月１日から 令和６年３月３１日まで

提案理由

本案は、新栄町第一自転車駐車場ほか８施設の指定管理者に公益社団法人茅ヶ崎市シルバー人材センターを指定するため、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により提案する。

議案第２８号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和２年２月２６日提出

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

１	施設の名称	東海岸南自動車駐車場
２	施設の種類	自動車駐車場
３	指定管理者の名称	茅ヶ崎市十間坂一丁目４番８号 公益社団法人茅ヶ崎市シルバー人材センター 理事長　田　中　敏　博
４	指定の期間	令和２年４月１日から 令和６年３月３１日まで

提案理由

本案は、東海岸南自動車駐車場の指定管理者に公益社団法人茅ヶ崎市シルバー人材センターを指定するため、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により提案する。

議案第２９号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和２年２月２６日提出

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

１	施設の名称	茅ヶ崎公園野球場
		茅ヶ崎公園庭球場
		芹沢スポーツ広場蹴球兼野球場
		芹沢スポーツ広場庭球場
		堤スポーツ広場多目的球技場
		堤スポーツ広場庭球場
２	施設の種類	体育施設
３	指定管理者の名称	茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目１１番１号
		公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団
		理事長　稲　岡　輝　雄
４	指定の期間	令和２年４月１日から
		令和６年３月３１日まで

提案理由

本案は、茅ヶ崎公園野球場ほか５施設の指定管理者に公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団を指定するため、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により提案する。

議案第３０号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和２年２月２６日提出

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

１	施設の名称	茅ヶ崎市総合体育館 茅ヶ崎市体育館
２	施設の種類	体育館
３	指定管理者の名称	茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目１１番１号 公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団 理事長　稲　岡　輝　雄
４	指定の期間	令和２年４月１日から 令和６年３月３１日まで

提案理由

本案は、茅ヶ崎市総合体育館及び茅ヶ崎市体育館の指定管理者に公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団を指定するため、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により提案する。

議案第３１号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和２年２月２６日提出

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

１	施設の名称	柳島しおさい公園
２	施設の種類	都市公園
３	指定管理者の名称	茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目１１番１号 公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団 理事長　稲　岡　輝　雄
４	指定の期間	令和２年４月１日から 令和６年３月３１日まで

提案理由

本案は、柳島しおさい公園の指定管理者に公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団を指定するため、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により提案する。

議案第３２号の１

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和２年２月２６日提出

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

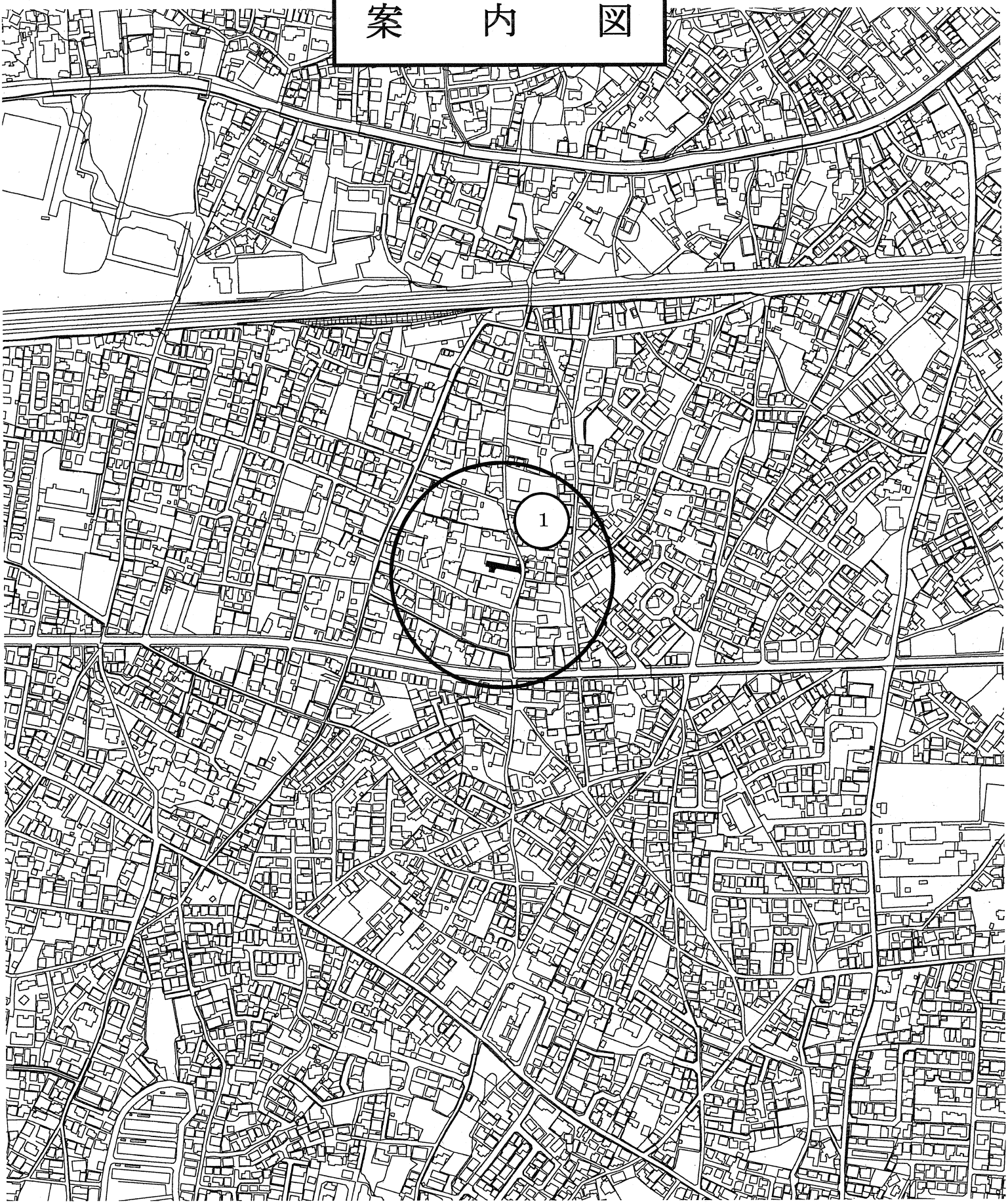
整理番号	路線名	起　点	終　点	延　長	幅　員
①	１９３８号線	出口町 １７７０番３５地先	出口町 １７７０番４１地先	m 45.97	4.50 m ～ 4.51

提案理由

本案は、株式会社八清建設が造成し、令和元年１０月２２日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第８条第２項の規定により提案する。

議案第３２号の１資料

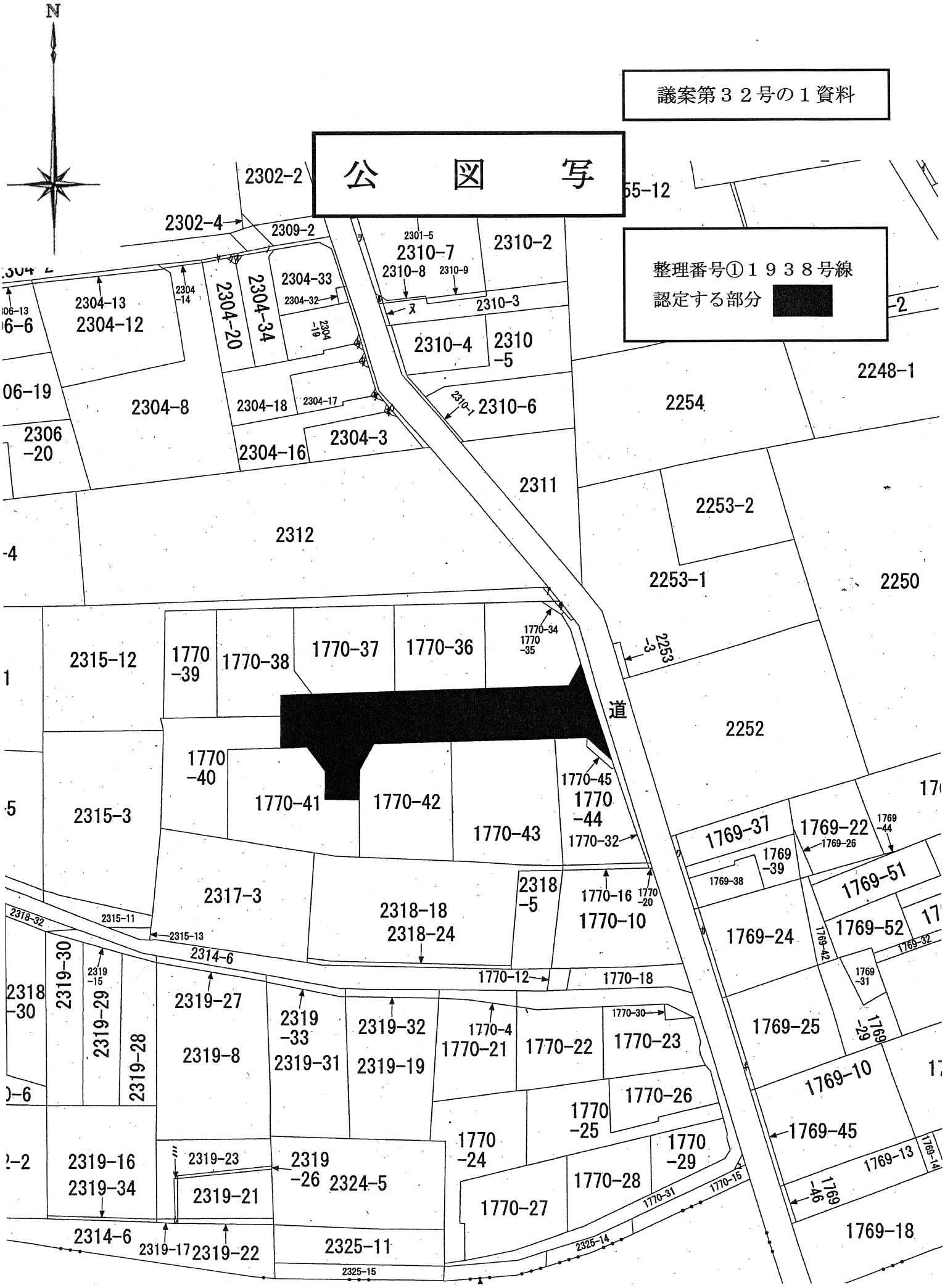
案　内　図



議案第３２号の１資料

公　図　写

整理番号①１９３８号線
認定する部分



議案第３２号の２

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和２年２月２６日提出

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

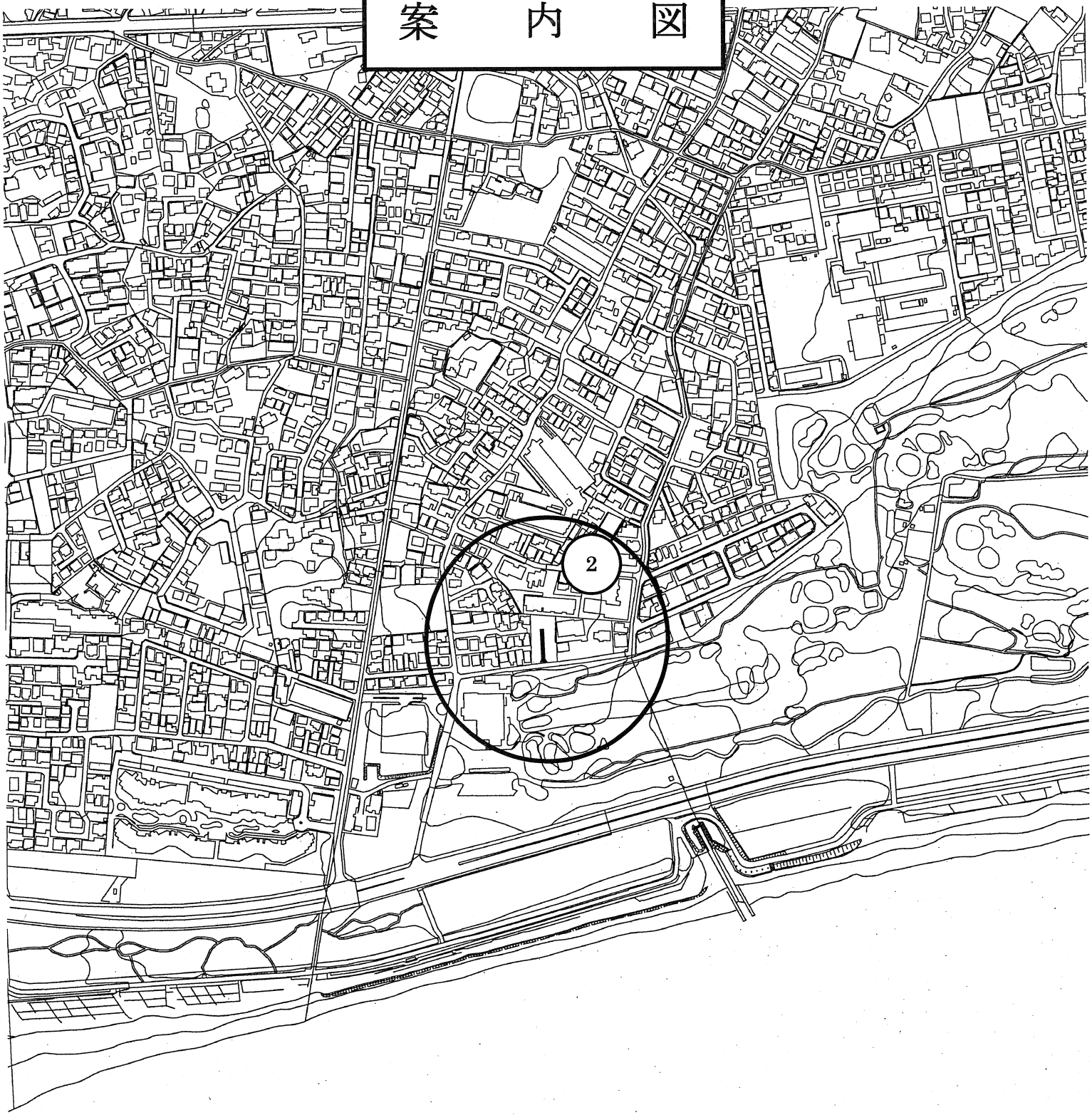
整理番号	路線名	起点	終点	延長	幅員
②	１９３９号線	菱沼海岸 ３００４番１９６地先	菱沼海岸 ３００４番１９２地先	m 29.85	m 4.20

提案理由

本案は、株式会社ディアレストコーポレーションが造成し、令和元年１０月２６日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第８条第２項の規定により提案する。

議案第３２号の２資料

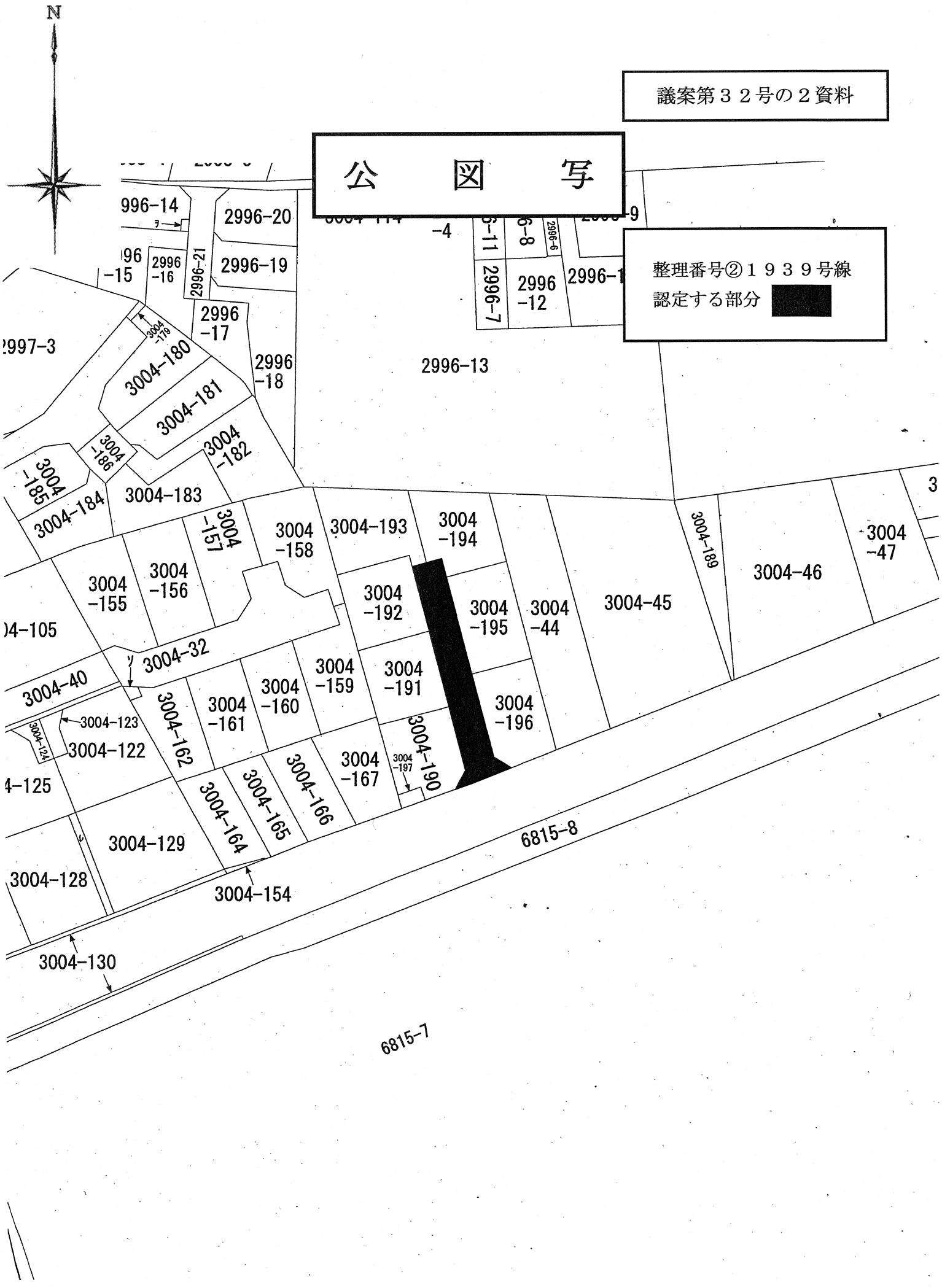
案　内　図



議案第３２号の２資料

公　図　写

整理番号②１９３９号線
認定する部分



議案第３２号の３

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和２年２月２６日提出

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

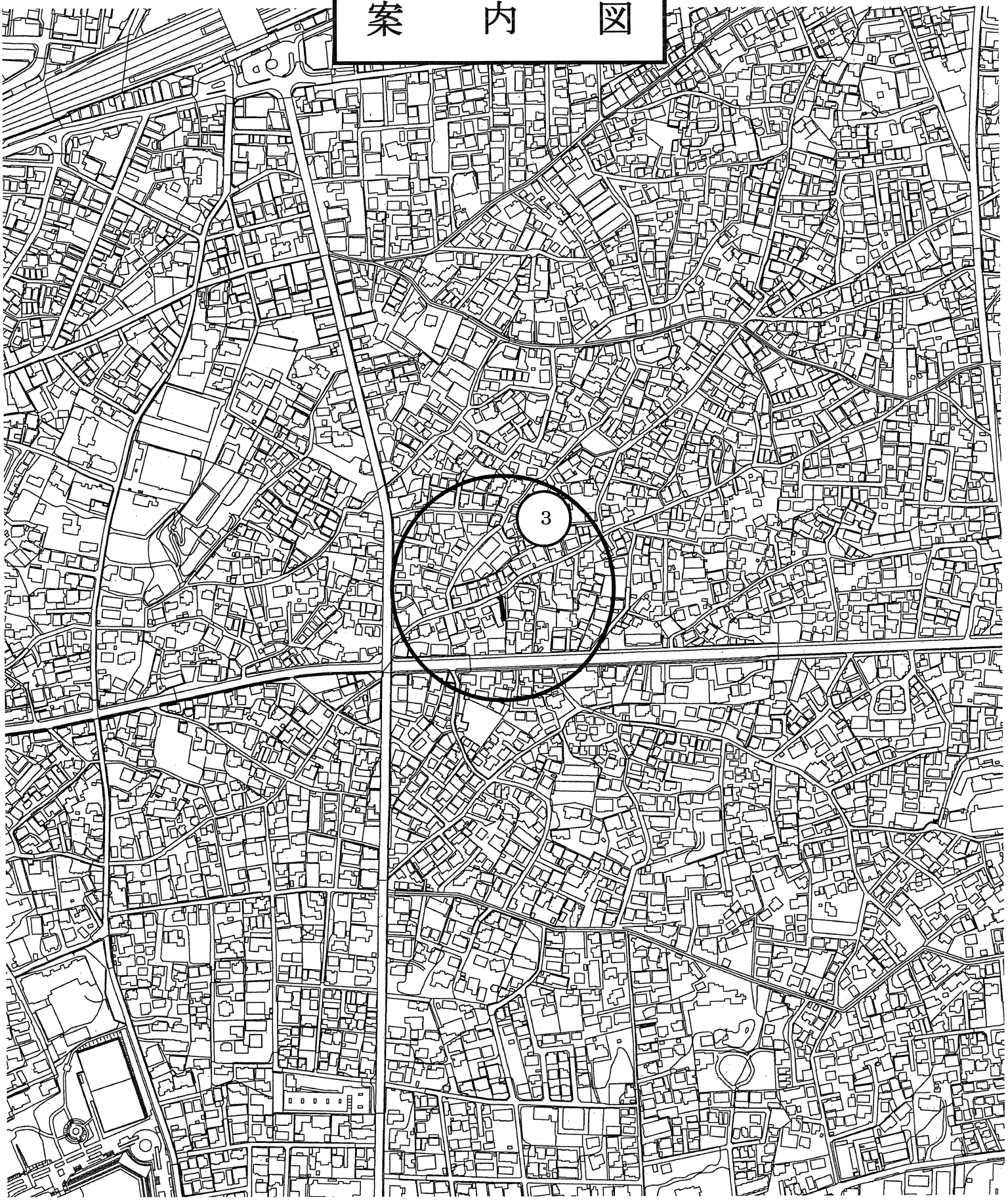
整理番号	路線名	起　点	終　点	延　長	幅　員
③	１９４０号線	東海岸北二丁目 １０８１０番２９地先	東海岸北二丁目 １０８１０番３３地先	m 25.30	m 4.21

提案理由

本案は、株式会社フドケンが造成し、令和元年１２月６日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第８条第２項の規定により提案する。

議案第３２号の３資料

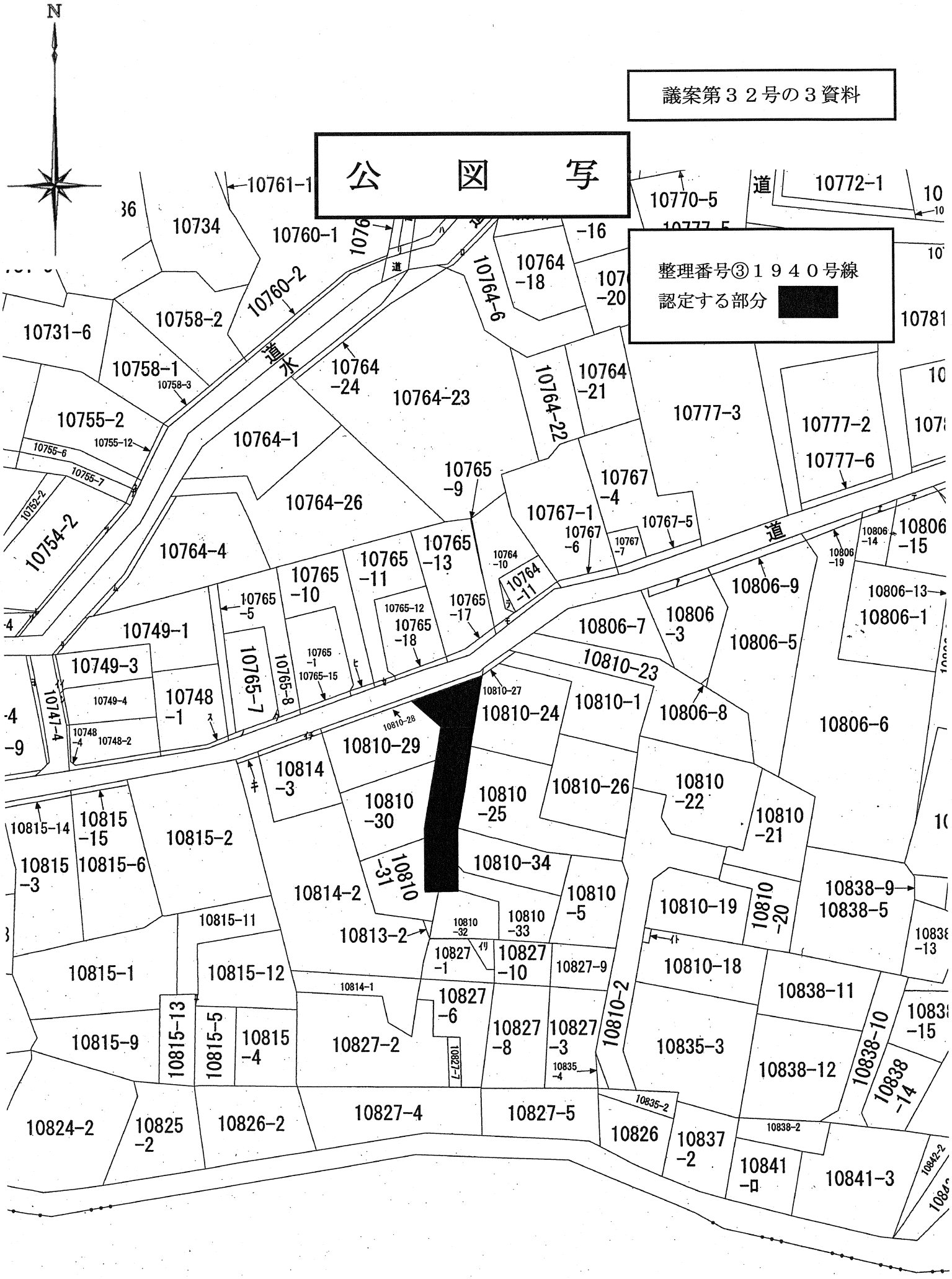
案　内　図



議案第３２号の３資料

公　図　写

整理番号③１９４０号線
認定する部分



議案第３２号の４

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和２年２月２６日提出

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

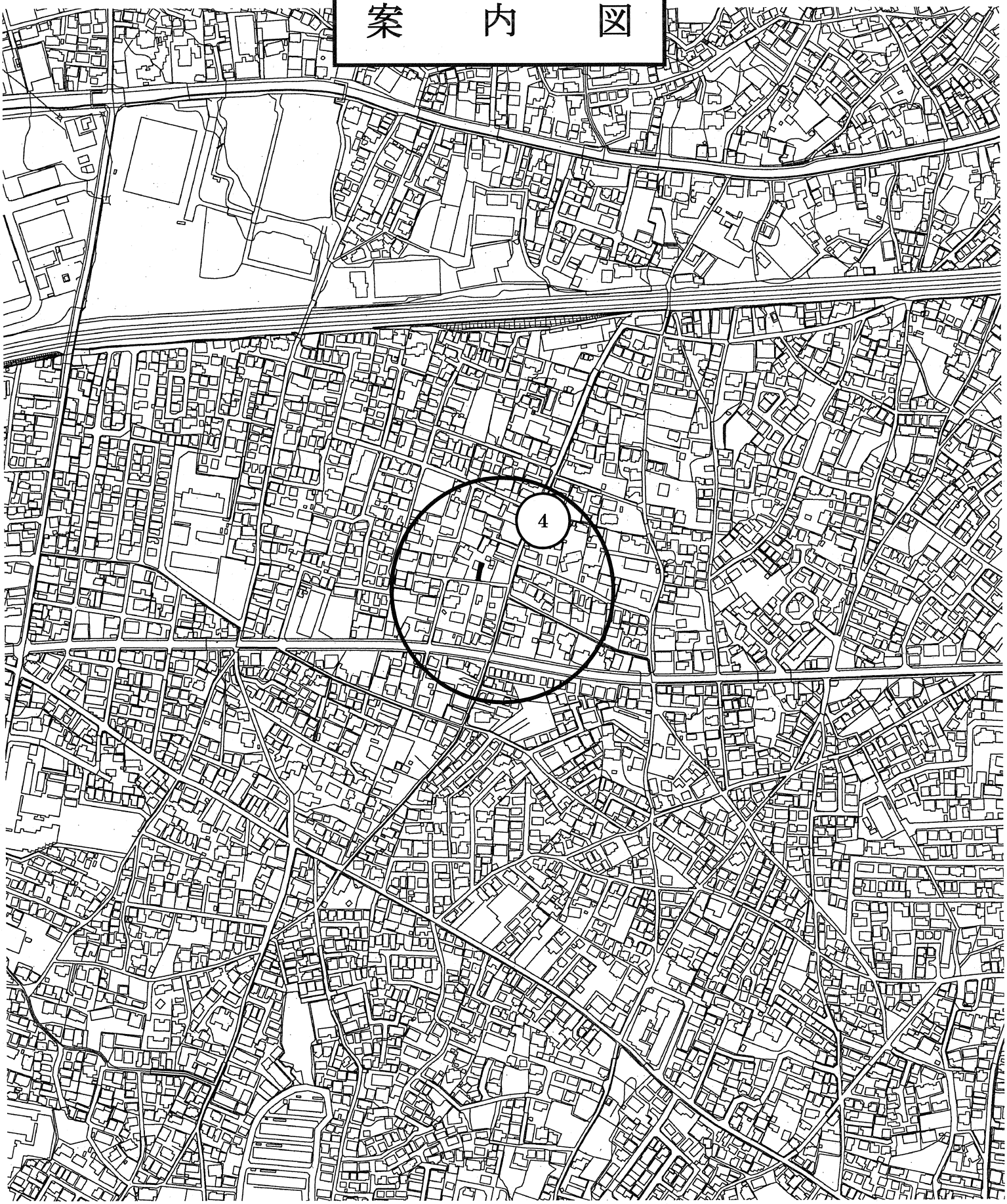
整理番号	路線名	起　点	終　点	延　長	幅　員
④	１９４１号線	ひばりが丘１８２２番４６地先	ひばりが丘１８２２番４３地先	m 17.11	m 4.21

提案理由

本案は、株式会社ハートフルステージが造成し、令和元年１２月１２日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第８条第２項の規定により提案する。

議案第３２号の４資料

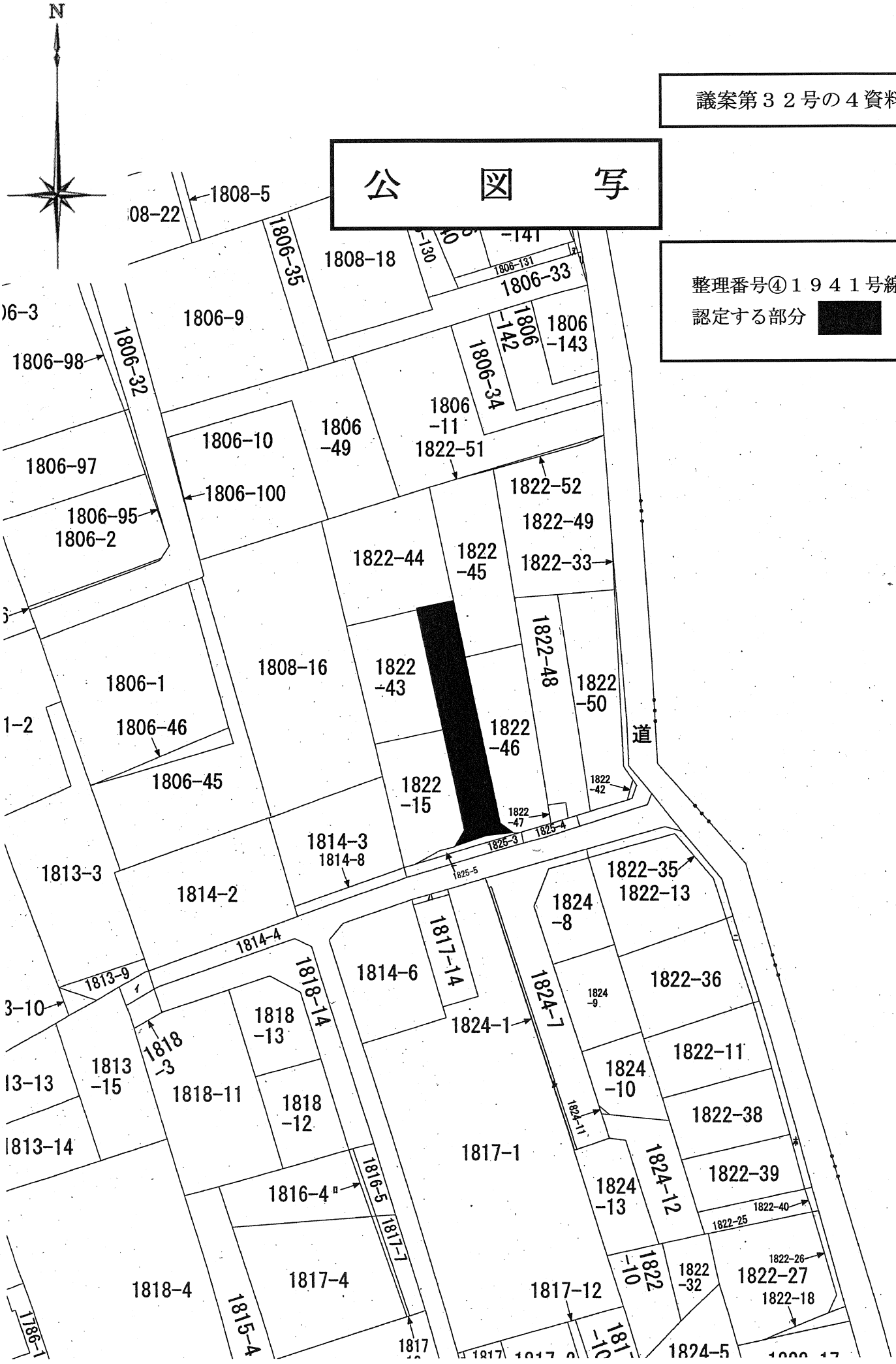
案　内　図



議案第３２号の４資料

公　図　写

整理番号④１９４１号線
認定する部分



議案第３２号の５

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和２年２月２６日提出

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

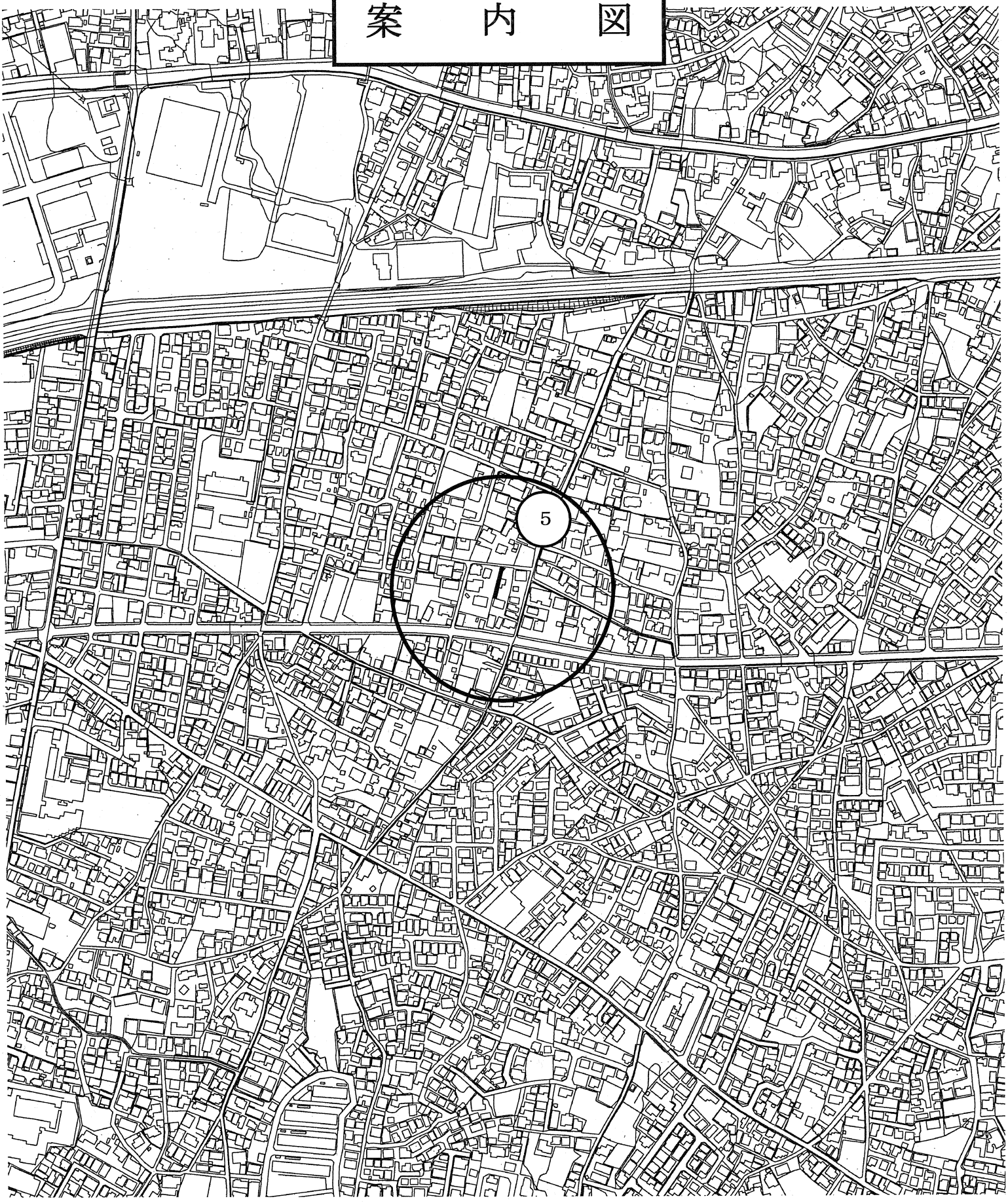
整理番号	路線名	起　点	終　点	延　長	幅　員
⑤	１９４２号線	ひばりが丘１８２４番１地先	ひばりが丘１８２４番１２地先	m 31.89	m 4.33

提案理由

本案は、株式会社ハートフルステージが造成し、令和元年１２月１２日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第８条第２項の規定により提案する。

議案第３２号の５資料

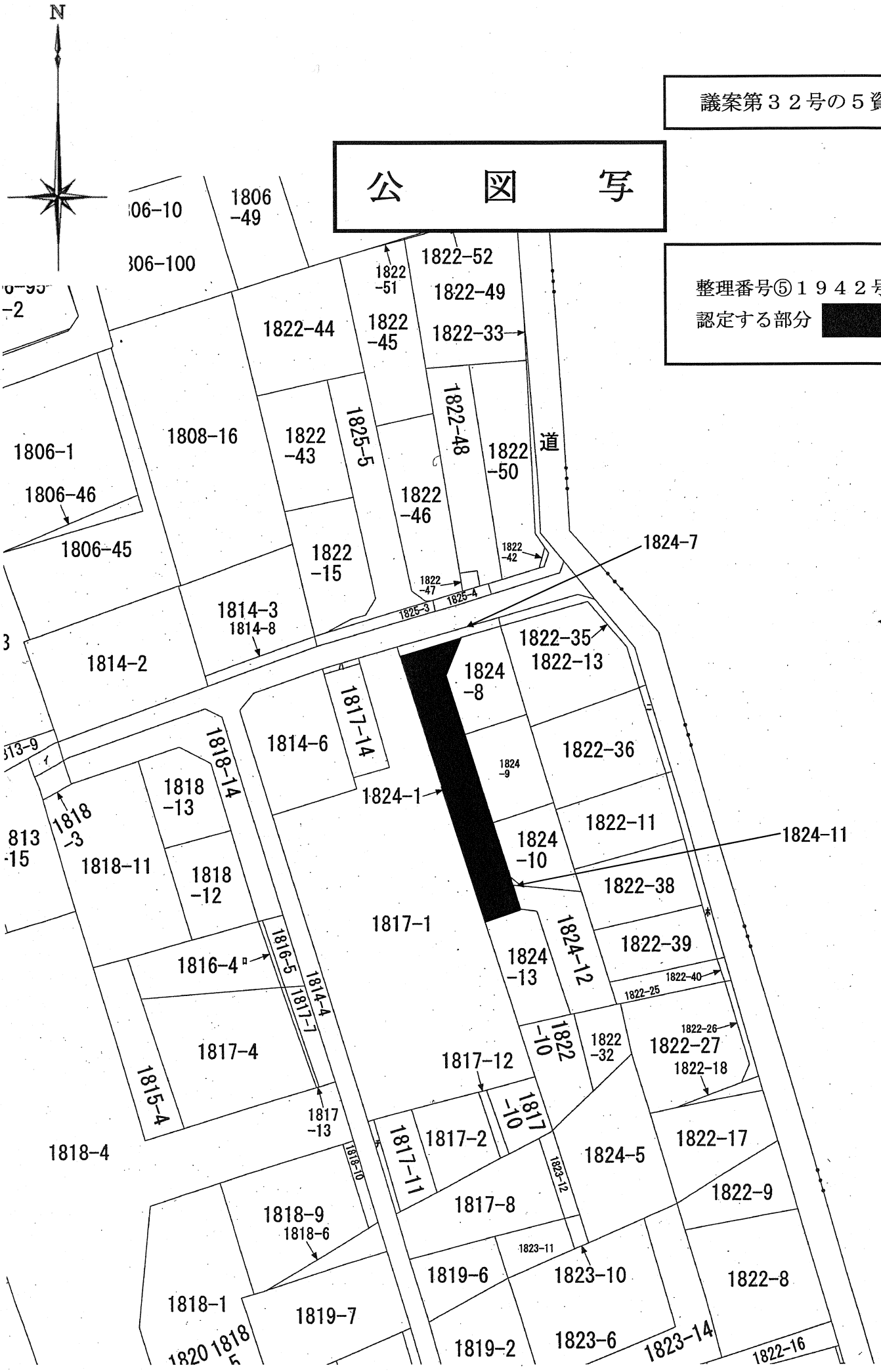
案　内　図



議案第３２号の５資料

公　図　写

整理番号⑤１９４２号線
認定する部分



議案第３２号の６

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和２年２月２６日提出

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

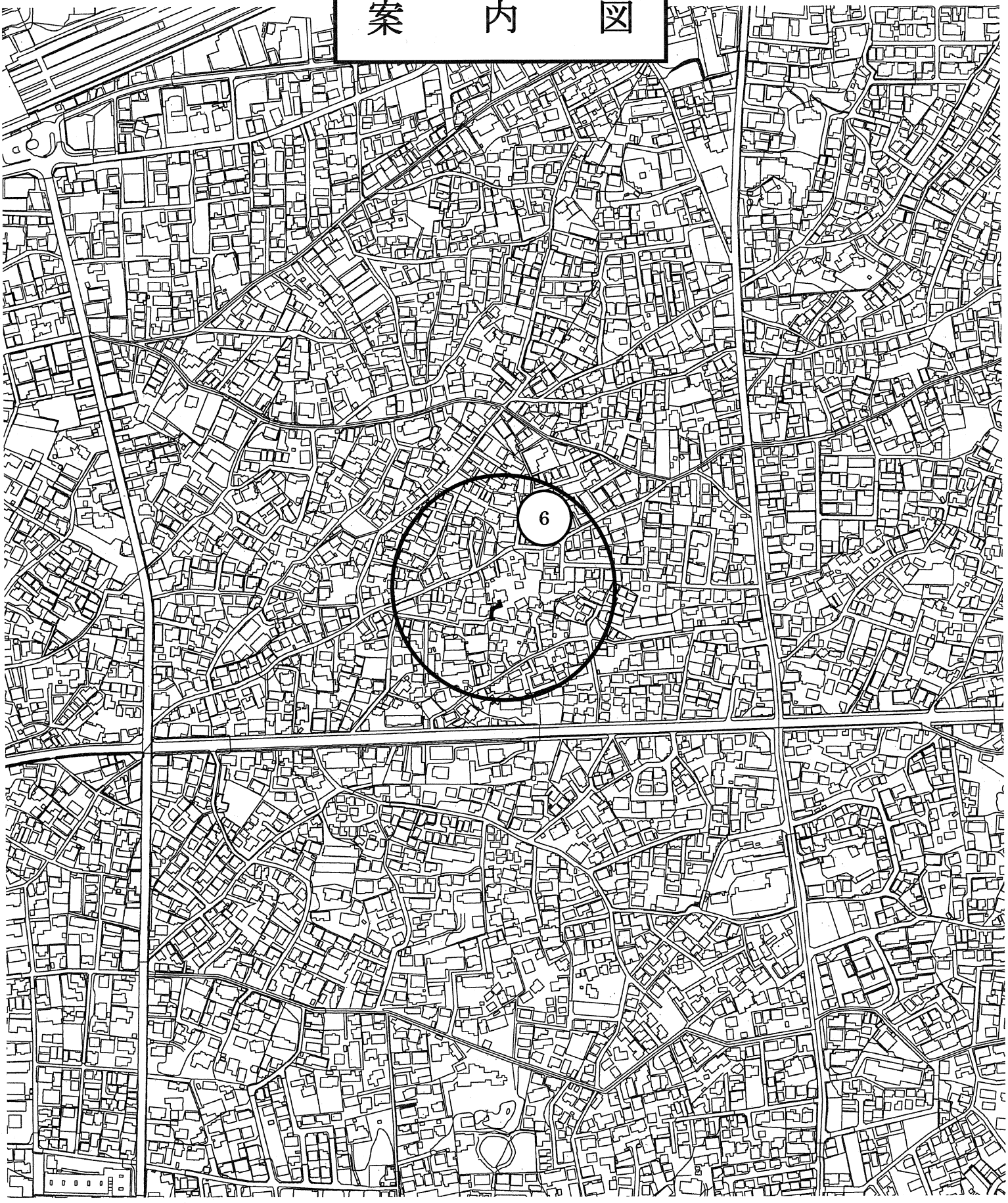
整理番号	路線名	起点	終点	延長	幅員
⑥	１９４３号線	東海岸北二丁目９５８９番２地先	東海岸北二丁目９６５０番１３地先	m 27.10	m 4.20

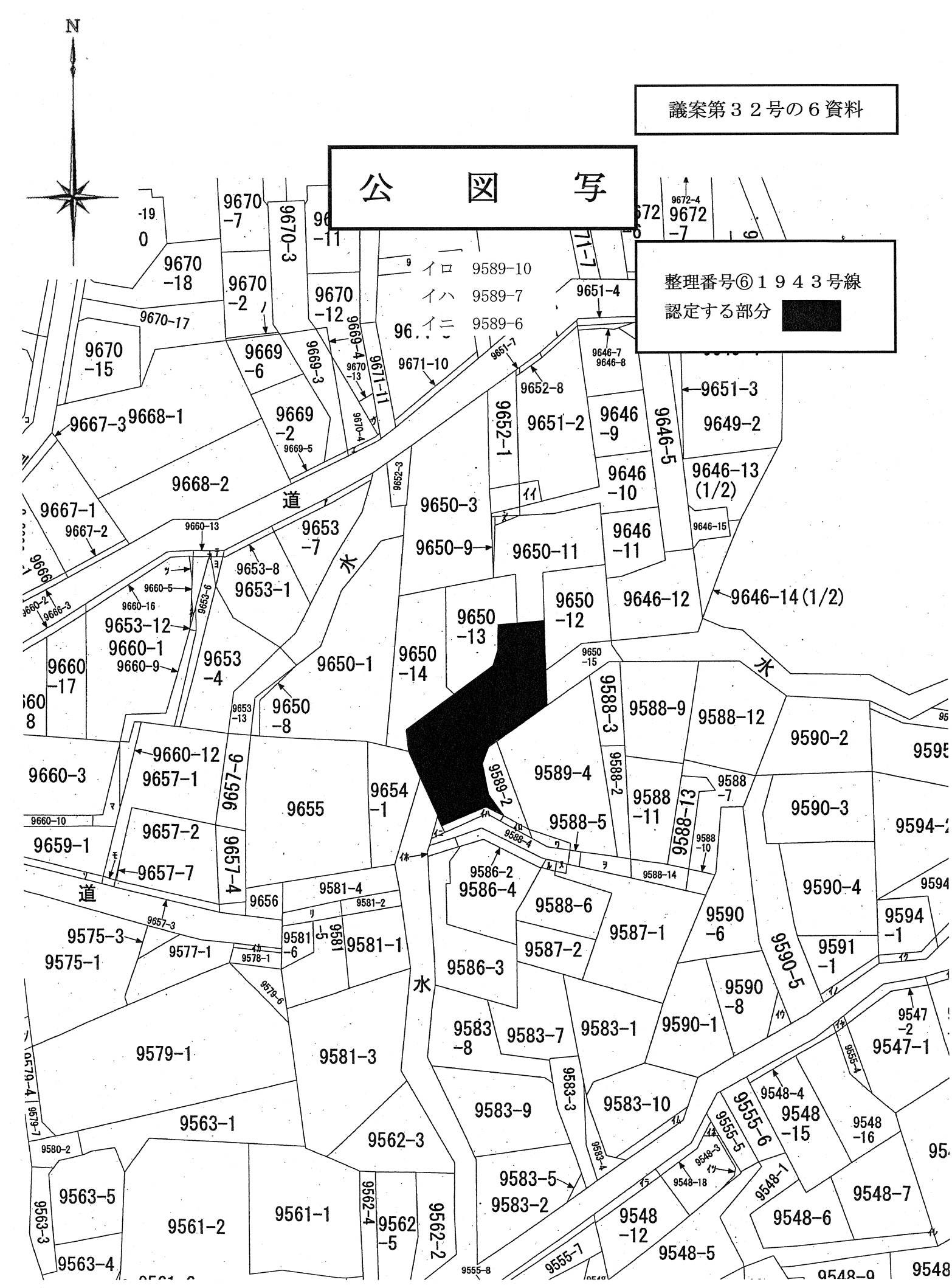
提案理由

本案は、有限会社eハウスが造成し、令和元年１２月１２日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第８条第２項の規定により提案する。

議案第３２号の６資料

案　内　図




議案第３２号の６資料
公　図　写
整理番号⑥１９４３号線
認定する部分
イロ　9589-10
イハ　9589-7
イニ　9589-6
9670-7
9670-3
9670-18
9670-2
9670-12
9670-15
9669-6
9669-2
9667-3
9668-1
9668-2
9667-1
9667-2
9653-7
9653-8
9653-1
9653-12
9660-1
9660-17
9653-4
9650-1
9650-14
9650-8
9650-3
9650-9
9650-11
9650-13
9650-12
9646-12
9646-14(1/2)
9646-9
9646-10
9646-11
9646-13(1/2)
9649-2
9651-3
9651-2
9652-1
9646-5
9651-4
9652-8
9671-10
9671-11
9669-4
9669-3
9670-13
9672-7
9672-4
9660-3
9657-1
9657-6
9655
9654-1
9660-12
9660-10
9659-1
9657-2
9657-7
9657-4
9656
9581-4
9581-2
9581-6
9581-5
9581-1
9575-3
9575-1
9577-1
9578-1
9657-3
9579-1
9581-3
9579-6
9579-4
9579-7
9563-1
9580-2
9563-5
9563-3
9563-4
9561-2
9561-1
9562-4
9562-5
9562-2
9562-3
9583-9
9583-5
9583-2
9583-3
9583-4
9583-8
9583-7
9583-1
9586-3
9586-2
9586-4
9587-2
9587-1
9588-6
9588-4
9588-14
9588-3
9588-2
9588-9
9588-12
9588-13
9588-11
9588-7
9588-10
9589-4
9589-2
9588-5
9590-2
9590-3
9590-4
9590-6
9590-5
9590-8
9590-1
9591-1
9594-1
9547-2
9547-1
9555-4
9555-6
9555-5
9555-7
9555-8
9548-4
9548-15
9548-16
9548-3
9548-18
9548-1
9548-7
9548-6
9548-12
9548-5
9548-9
水
道

議案第３２号の７

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和２年２月２６日提出

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

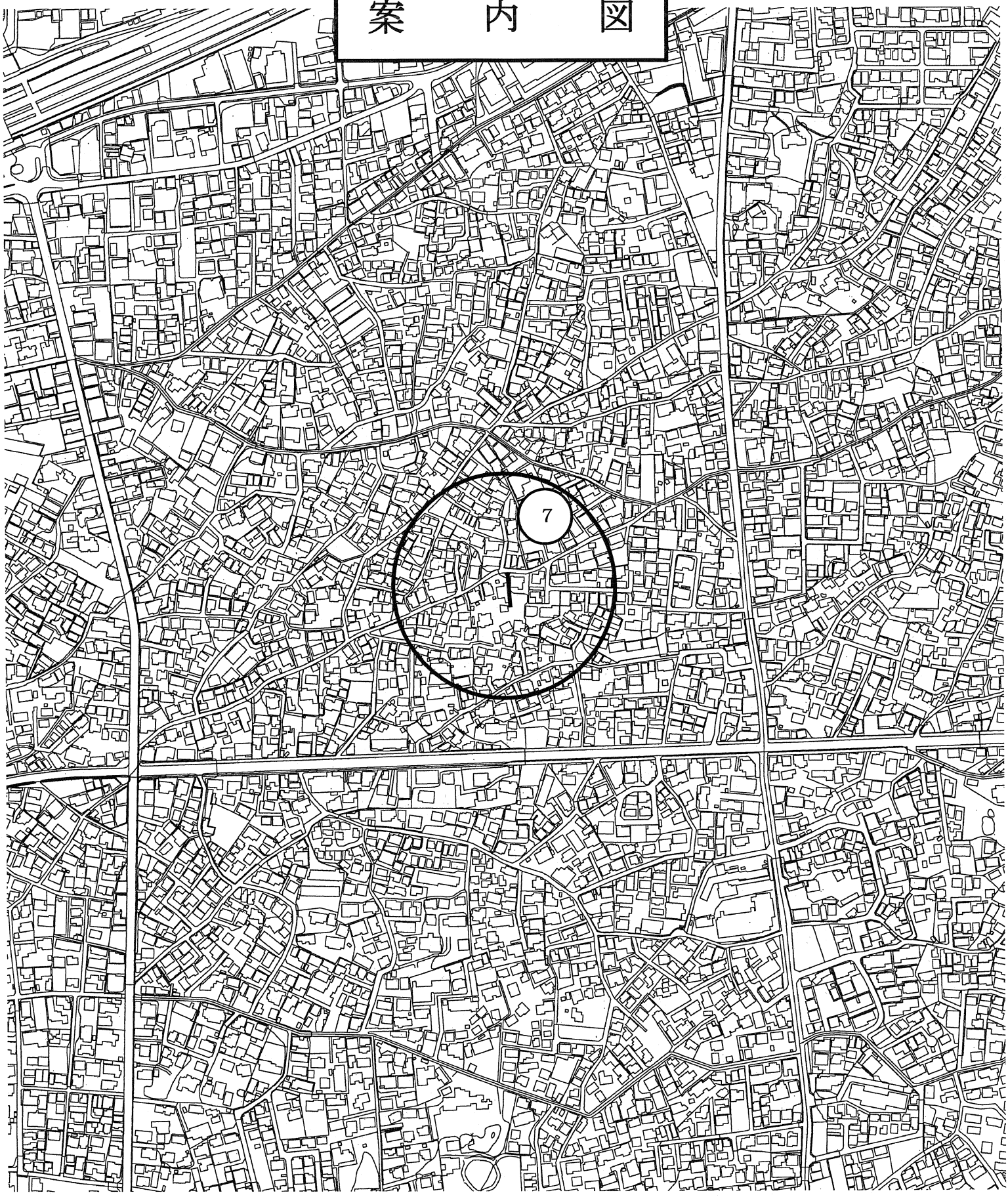
整理番号	路線名	起　点	終　点	延　長	幅　員
⑦	１９４４号線	東海岸北二丁目９６４６番８地先	東海岸北二丁目９６４６番１５地先	m 34.98	m 4.20

提案理由

本案は、株式会社湘南Ｓｉｍｓホームが造成し、令和元年１２月２４日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第８条第２項の規定により提案する。

議案第３２号の７資料

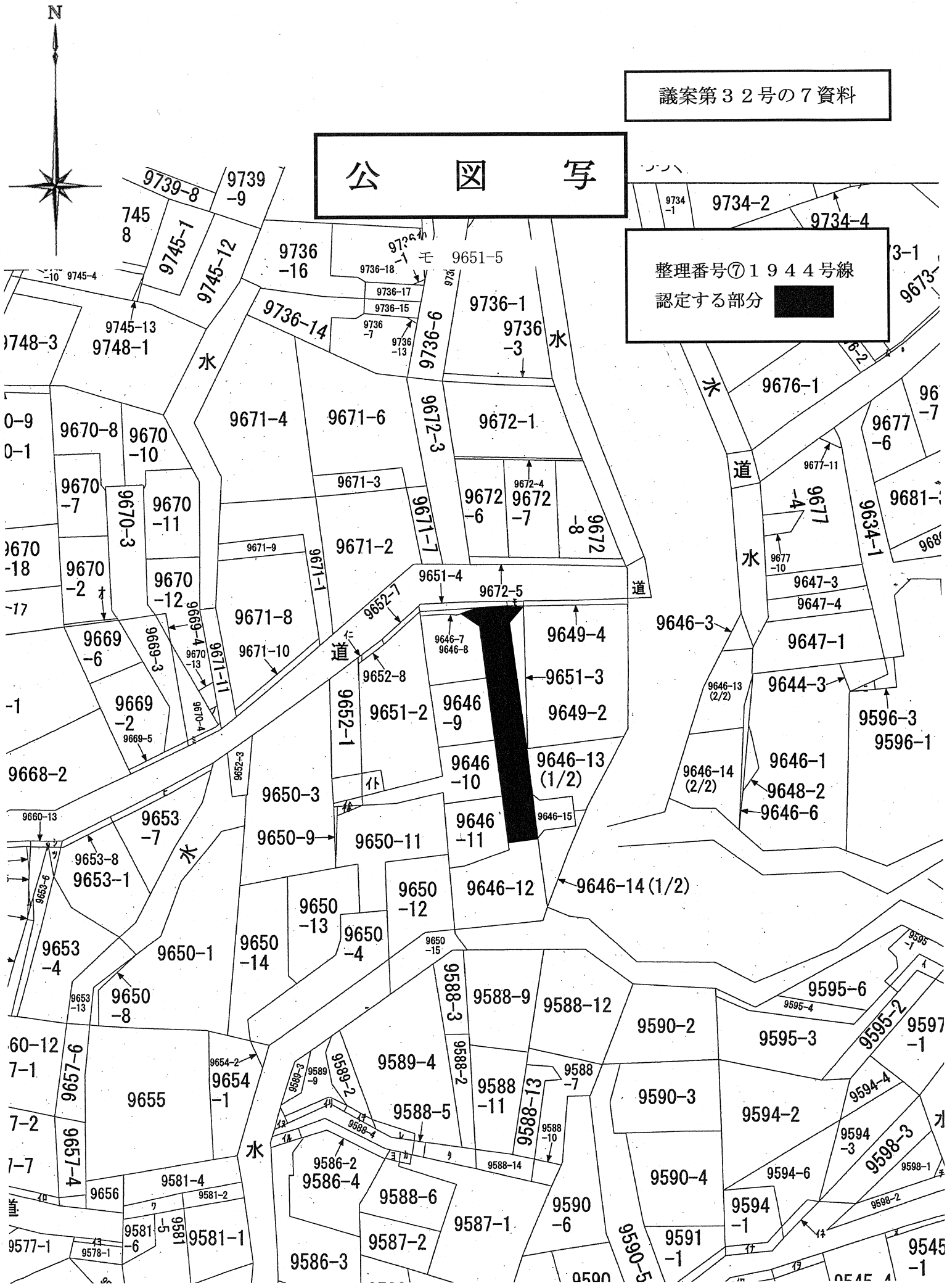
案　内　図



議案第３２号の７資料

公　図　写

整理番号⑦１９４４号線
認定する部分



議案第３２号の８

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和２年２月２６日提出

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

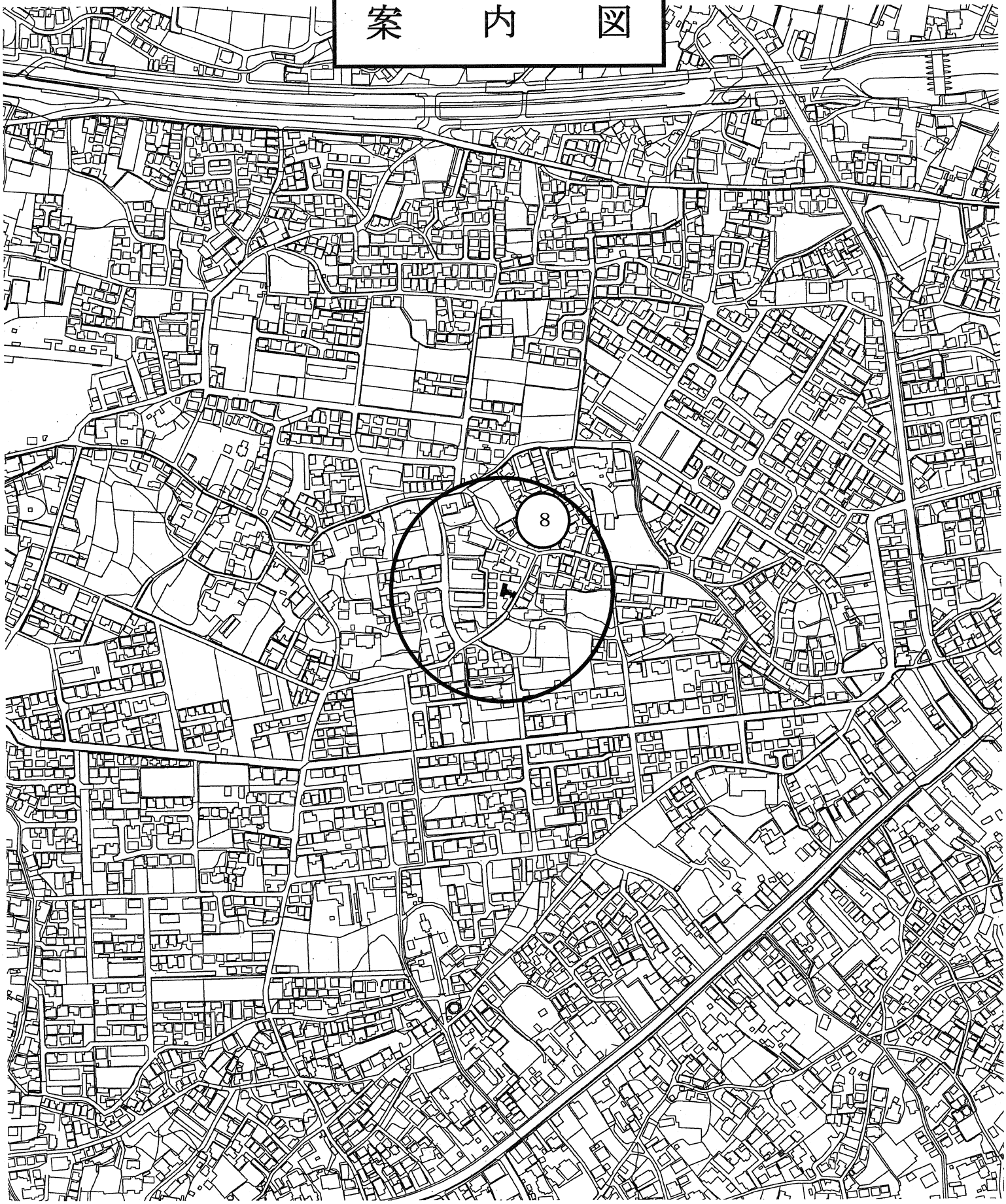
整理番号	路線名	起　点	終　点	延　長	幅　員
⑧	３５１１号線	菱沼二丁目３４１番４地先	菱沼二丁目３４１番６地先	m 26.38	m 4.50

提案理由

本案は、湘南都市開発株式会社が造成し、令和元年１１月１５日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第８条第２項の規定により提案する。

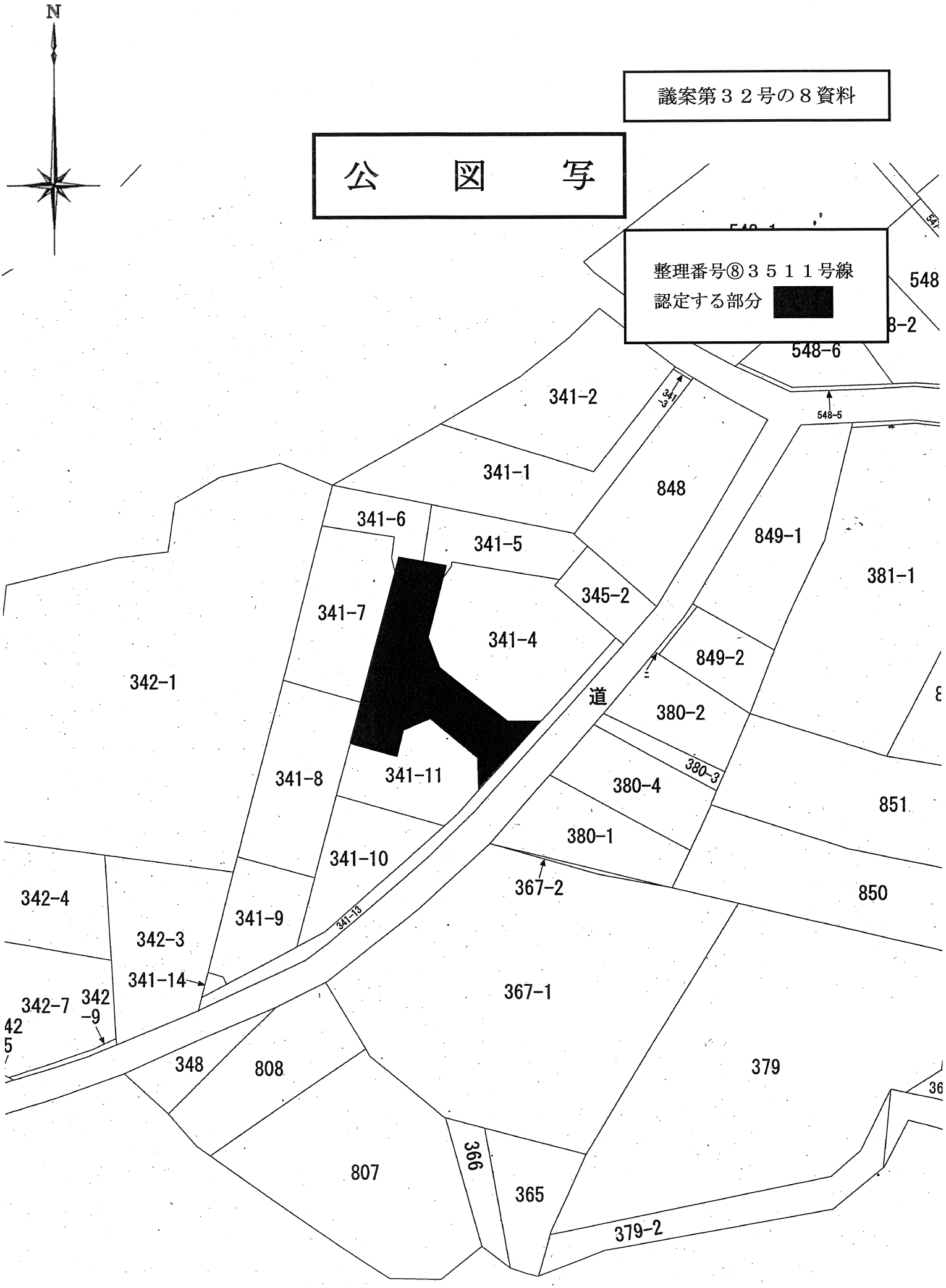
議案第３２号の８資料

案　内　図



議案第３２号の８資料

公　図　写



議案第３２号の９

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和２年２月２６日提出

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

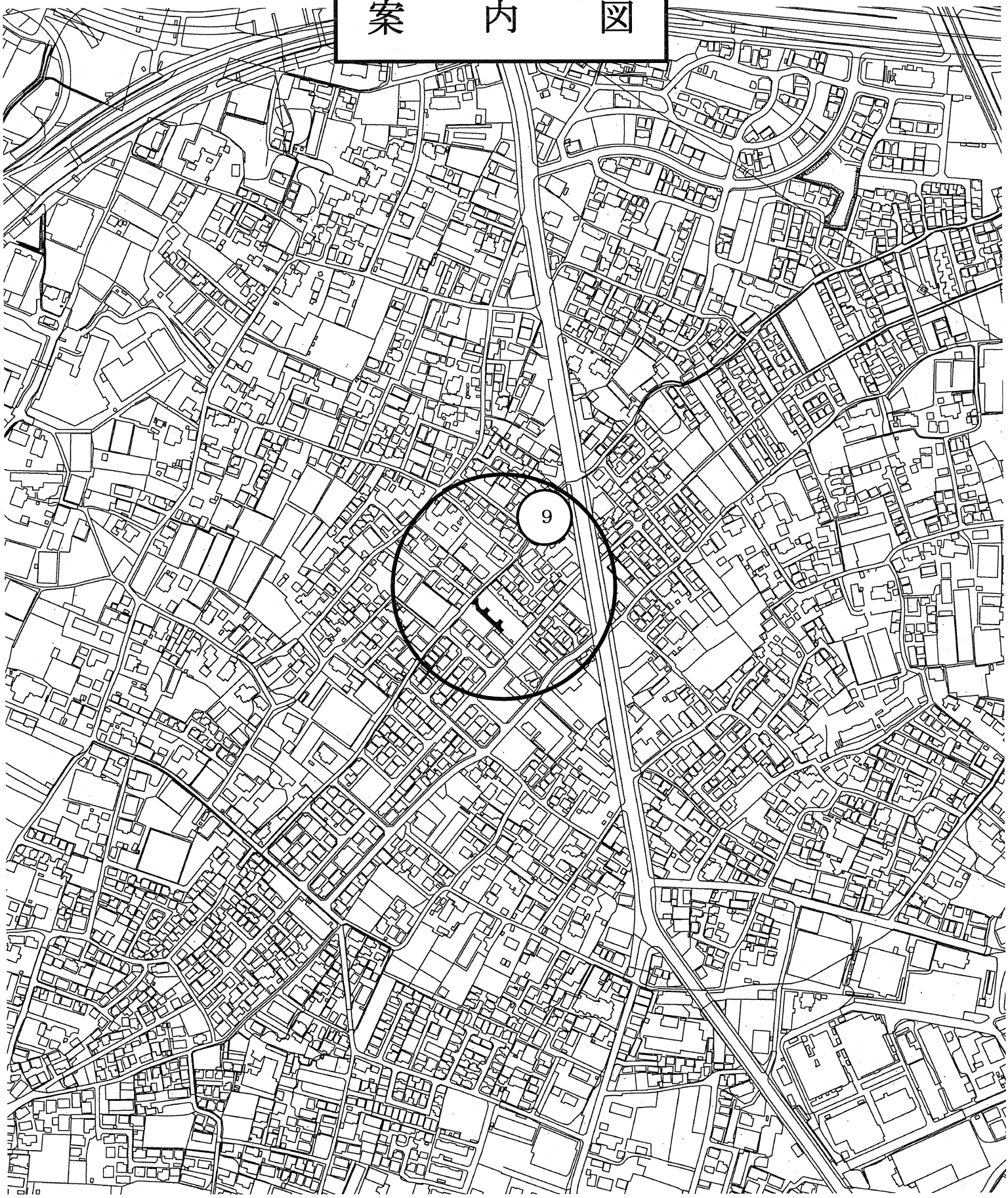
整理番号	路線名	起点	終点	延長	幅員
⑨	５７７７号線	円蔵字下ケ町２５２５番１地先	円蔵字下ケ町２５２５番１８地先	m 56.51	4.51 m ～ 4.53

提案理由

本案は、株式会社東栄住宅が造成し、令和元年１０月２６日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第８条第２項の規定により提案する。

議案第３２号の９資料

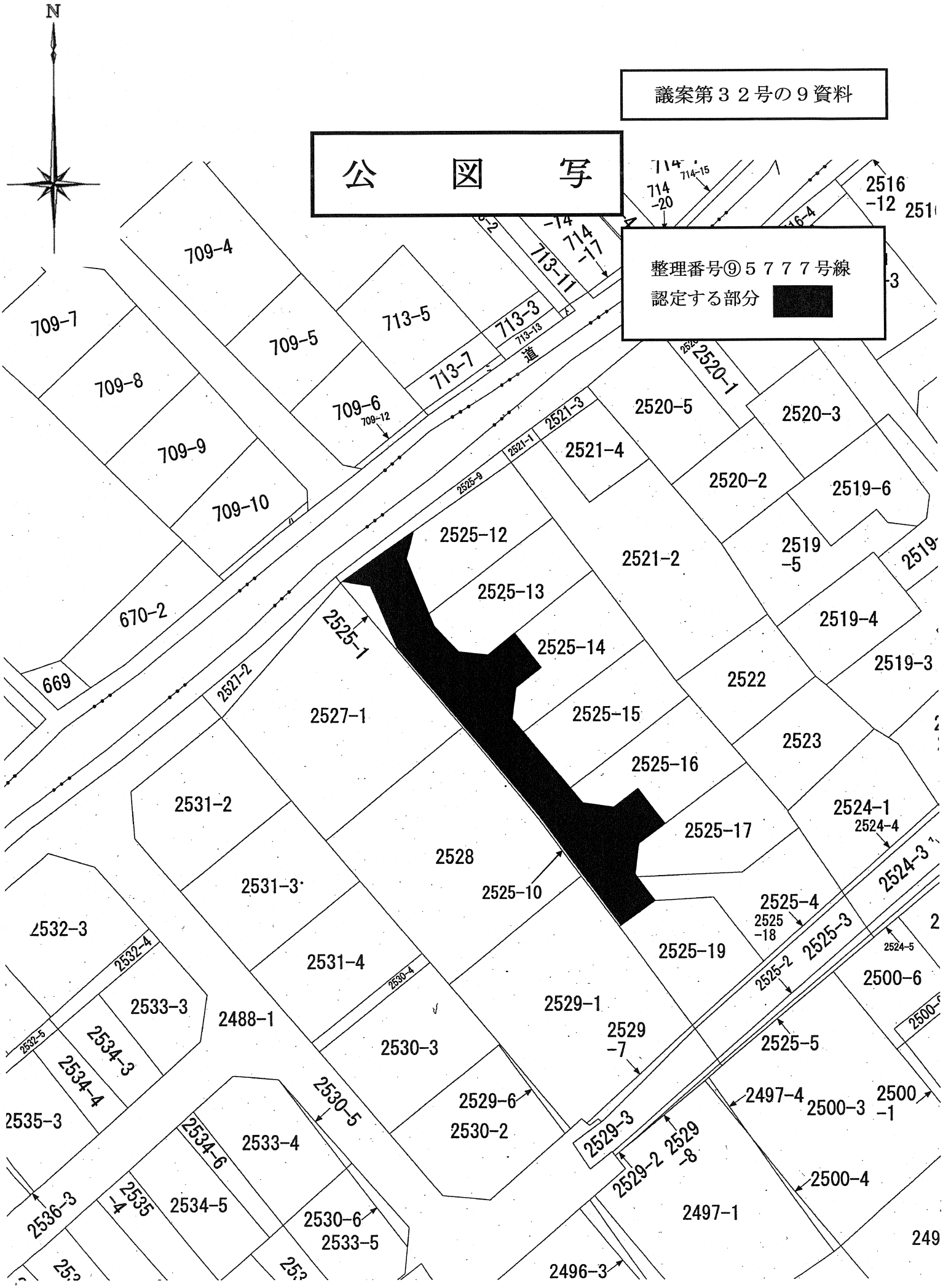
案　内　図



議案第３２号の９資料

公　図　写

整理番号⑨５７７７号線
認定する部分



議案第３２号の１０

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和２年２月２６日提出

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

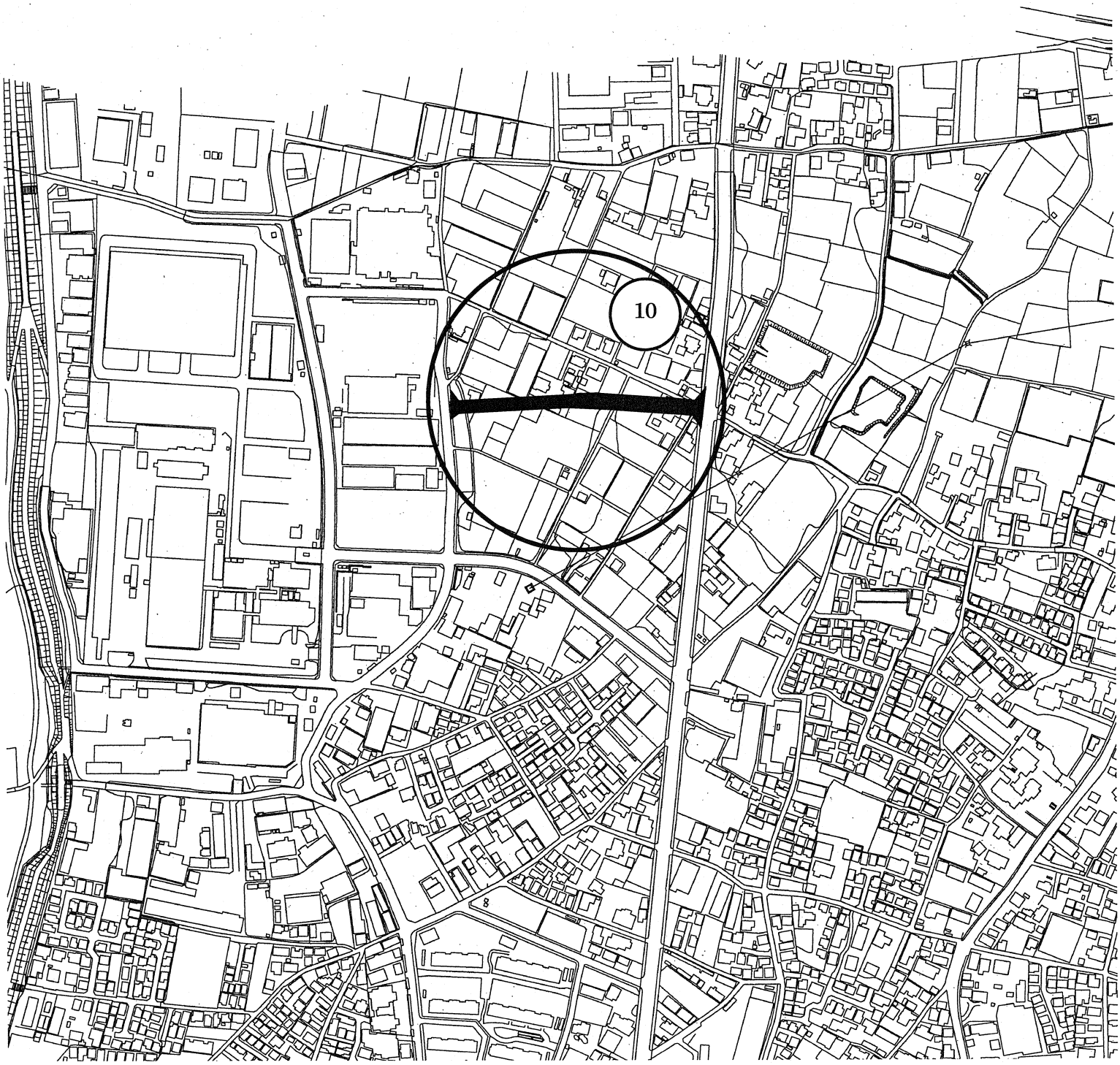
整理番号	路線名	起点	終点	延長	幅員
⑩	５７７８号線	萩園字上ノ前７４１番１地先	萩園字上ノ前７７６番１地先	m 212.50	12.00 m ～ 15.00

提案理由

本案は、萩園字上ノ前地区土地区画整理事業に伴い、区域内の新設道路及び新設道路予定地を市道路線として認定するため、道路法第８条第２項の規定により提案する。

議案第３２号の１０資料

案　内　図



議案第３２号の１０資料

略　　図

整理番号⑩５７７８号線
認定する部分



議案第３２号の１１

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和２年２月２６日提出

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

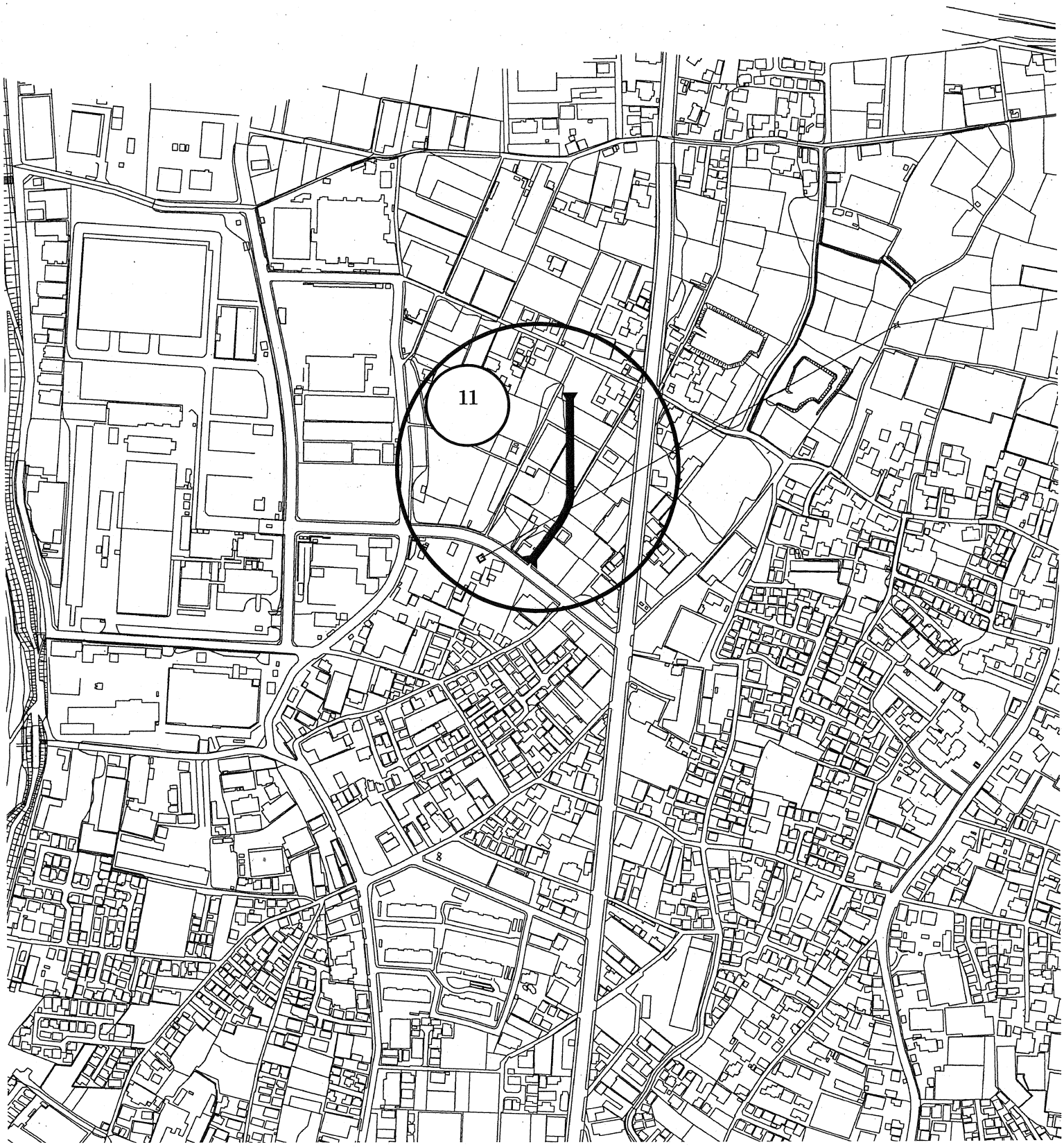
整理番号	路線名	起点	終点	延長	幅員
⑪	５７７９号線	萩園字上ノ前６６６番１地先	萩園字上ノ前７６５番２地先	m 163.40	m 7.50

提案理由

本案は、萩園字上ノ前地区土地区画整理事業に伴い、区域内の新設道路を市道路線として認定するため、道路法第８条第２項の規定により提案する。

議案第３２号の１１資料

案　内　図



議案第３２号の１１資料

略　　図

整理番号⑪５７７９号線
認定する部分 ■



議案第３２号の１２

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和２年２月２６日提出

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

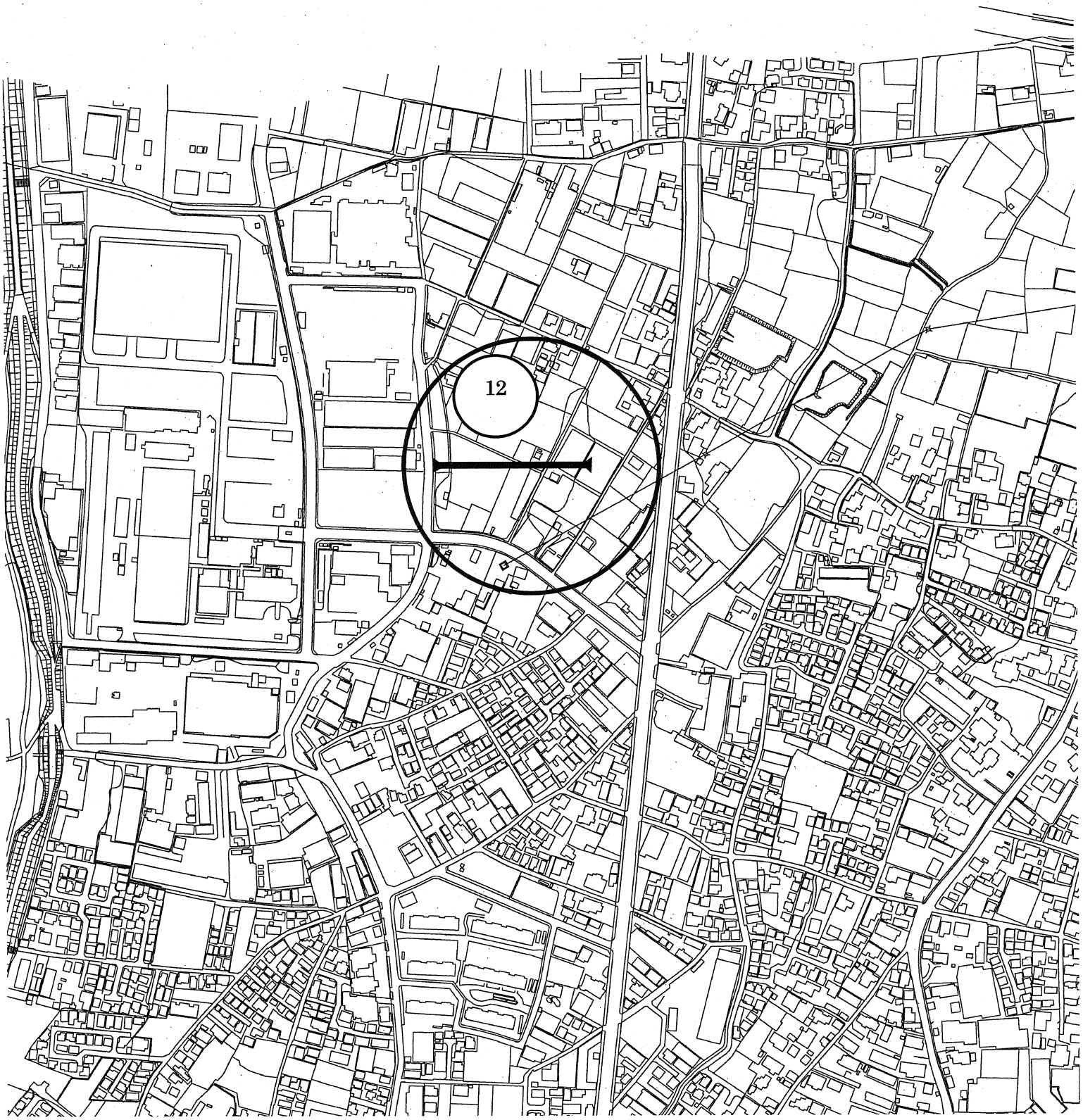
整理番号	路線名	起点	終点	延長	幅員
⑫	５７８０号線	萩園字上ノ前７６９番１地先	萩園字上ノ前８１４番地先	m 140.70	m 6.00

提案理由

本案は、萩園字上ノ前地区土地区画整理事業に伴い、区域内の新設道路を市道路線として認定するため、道路法第８条第２項の規定により提案する。

議案第３２号の１２資料

案　内　図



議案第３２号の１２資料

略　　図

整理番号⑫５７８０号線
認定する部分 ■



議案第３２号の１３

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和２年２月２６日提出

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

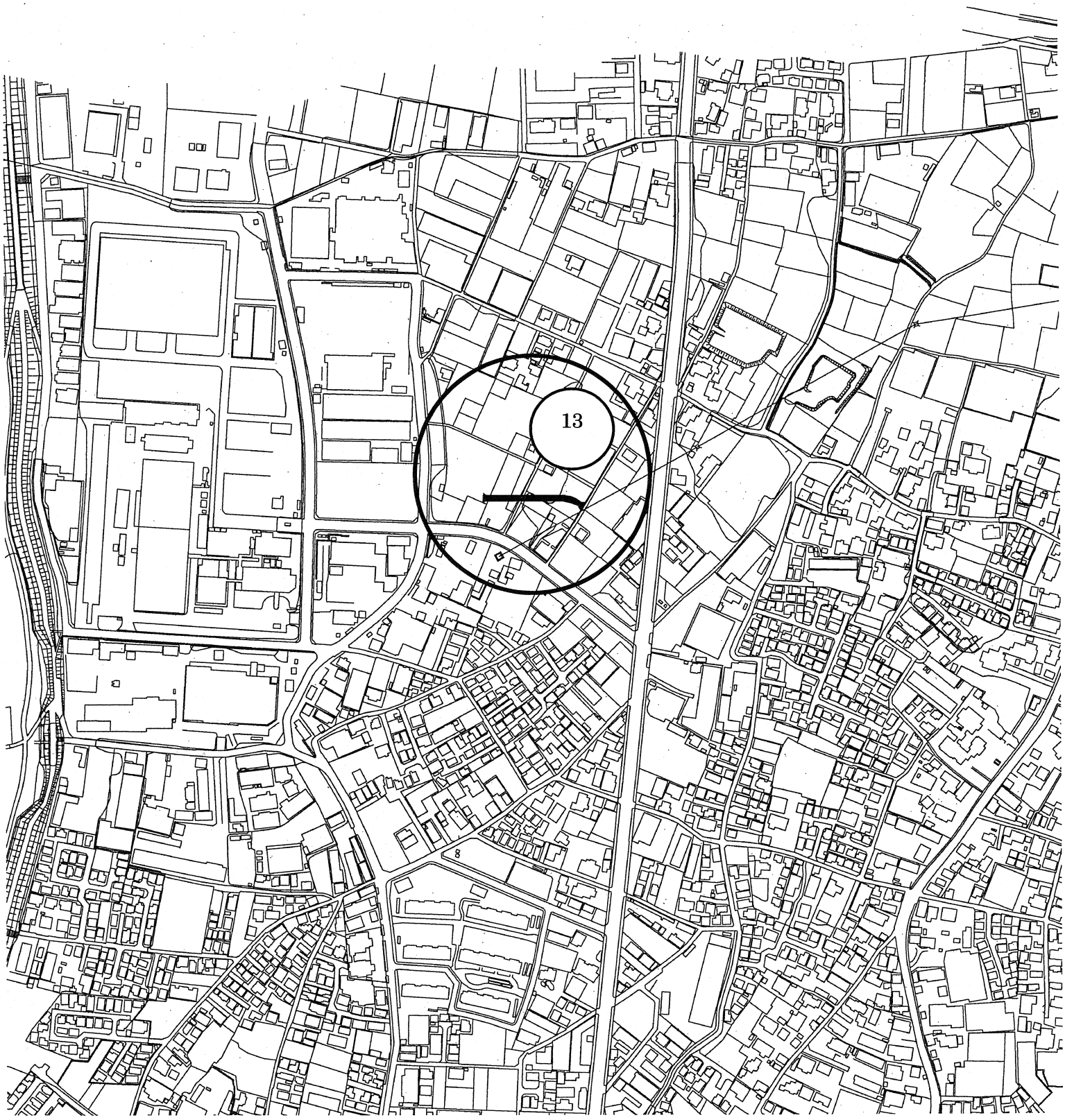
整理番号	路線名	起点	終点	延長	幅員
⑬	５７８１号線	萩園字上ノ前７６９番１地先	萩園字上ノ前８０４番地先	m 90.90	m 6.00

提案理由

本案は、萩園字上ノ前地区土地区画整理事業に伴い、区域内の新設道路を市道路線として認定するため、道路法第８条第２項の規定により提案する。

議案第３２号の１３資料

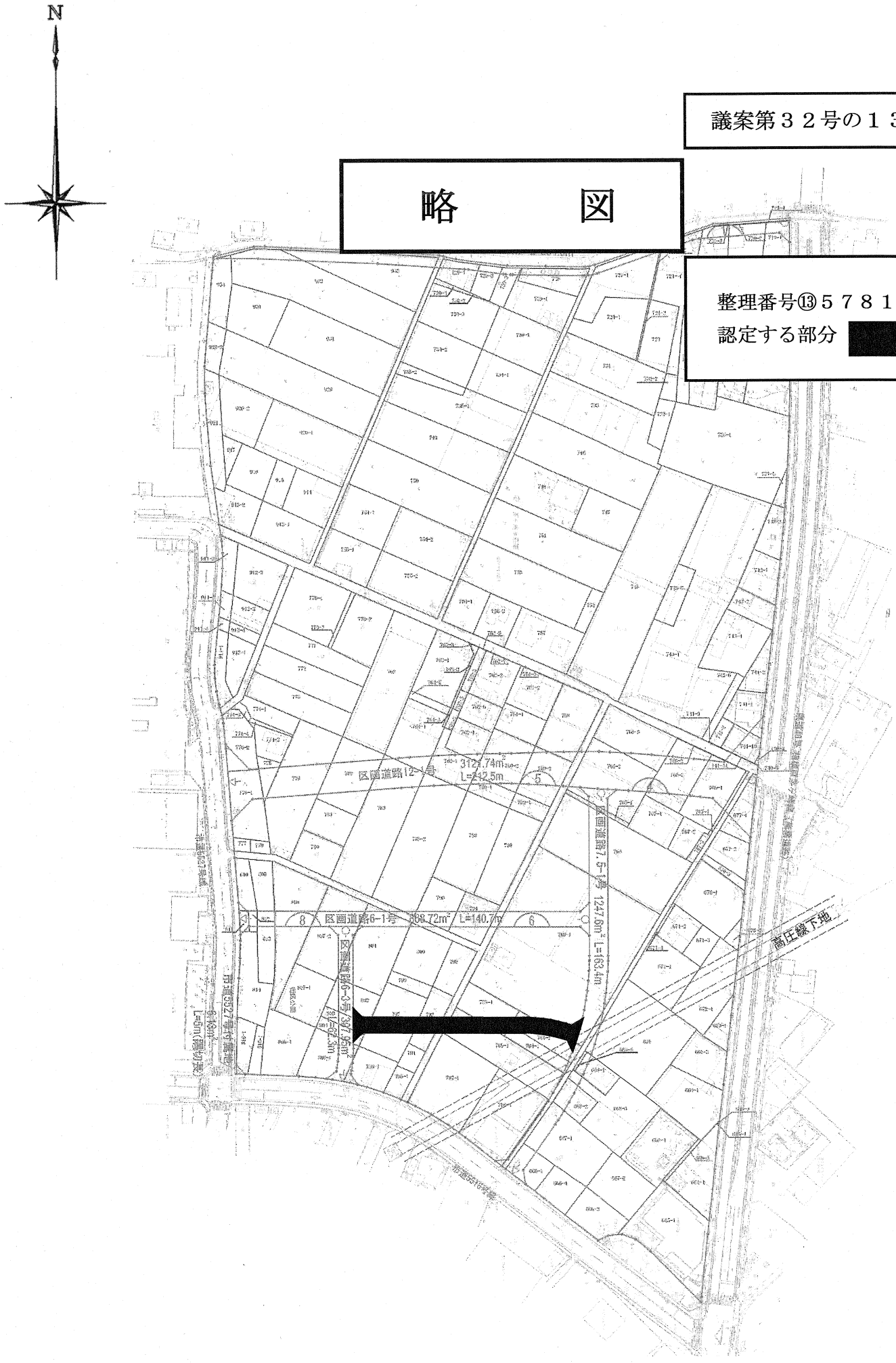
案　内　図



議案第３２号の１３資料

略　　図

整理番号⑬５７８１号線
認定する部分 ■



議案第３２号の１４

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和２年２月２６日提出

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

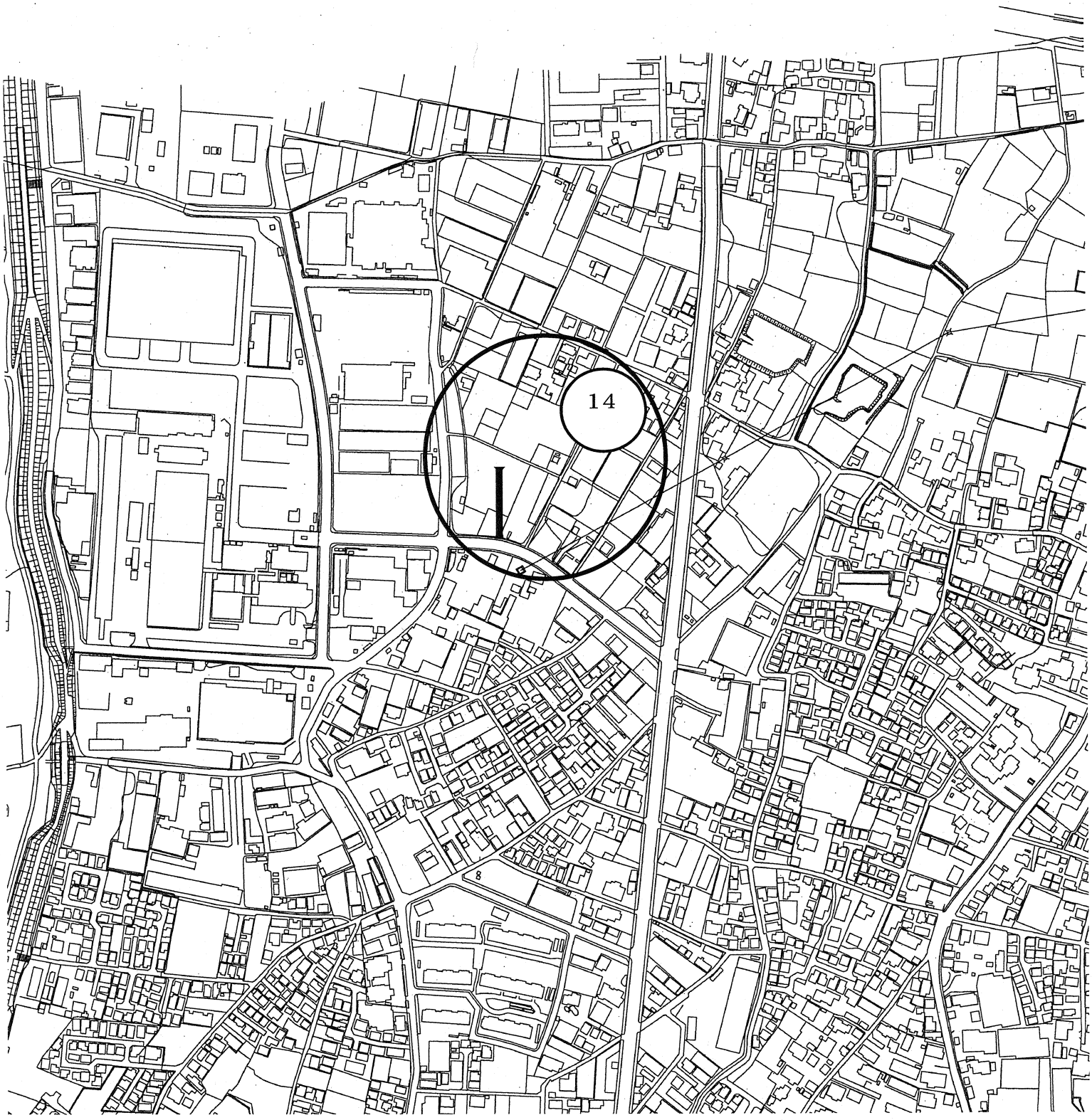
整理番号	路線名	起点	終点	延長	幅員
⑭	５７８２号線	萩園字上ノ前７９６番１地先	萩園字上ノ前８０７番２地先	m 62.30	m 6.00

提案理由

本案は、萩園字上ノ前地区土地区画整理事業に伴い、区域内の新設道路を市道路線として認定するため、道路法第８条第２項の規定により提案する。

議案第３２号の１４資料

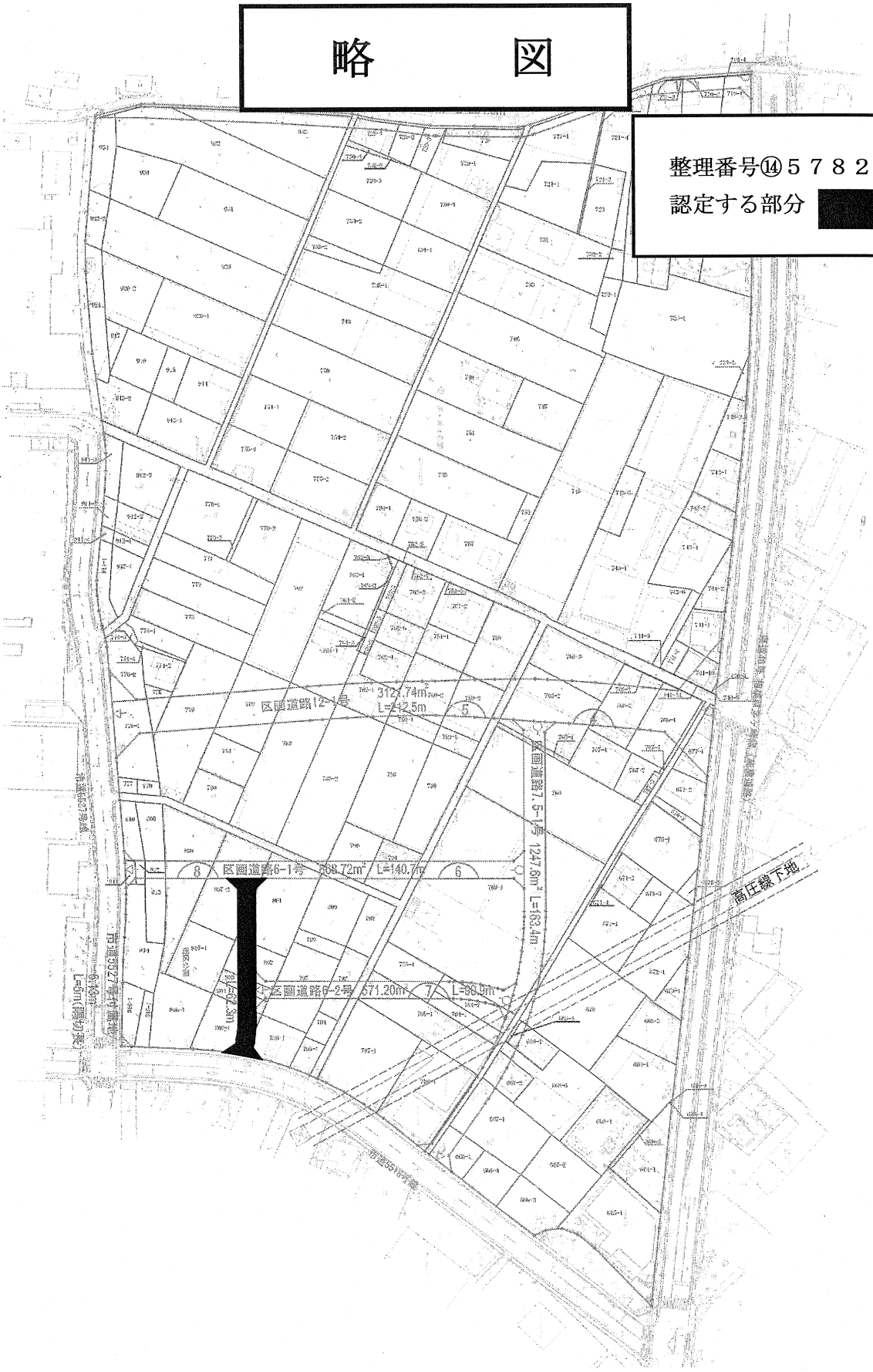
案　内　図



議案第３２号の１４資料

略　　図

整理番号⑭５７８２号線
認定する部分 ■



議案第３２号の１５

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和２年２月２６日提出

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

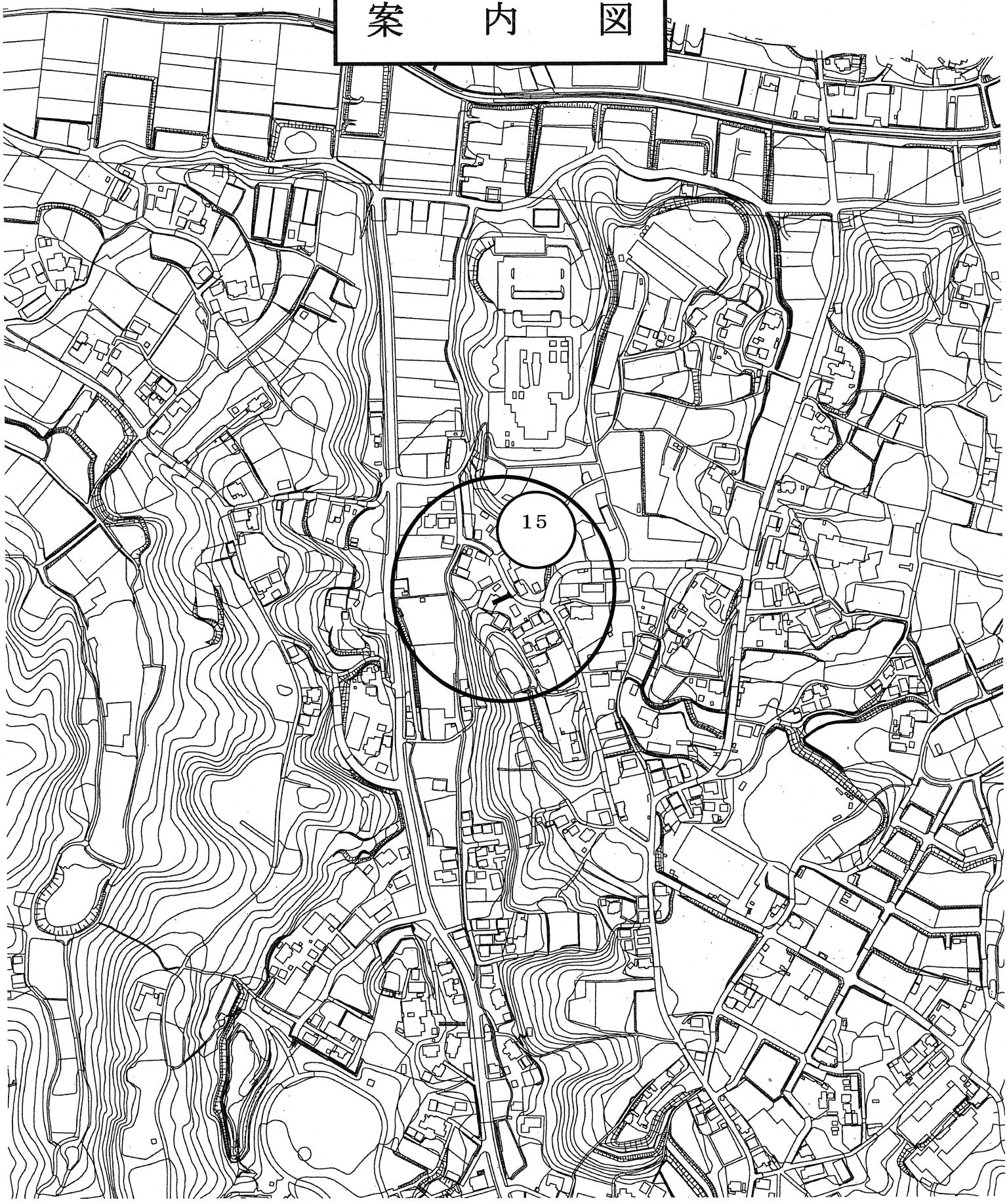
整理番号	路線名	起　点	終　点	延　長	幅　員
⑮	８５９５号線	芹沢字小林１４１０番１６地先	芹沢字小林１４０６番１２地先	m 20.50	m 4.50

提案理由

本案は、株式会社リードアセットが造成し、令和元年１２月２７日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第８条第２項の規定により提案する。

議案第３２号の１５資料

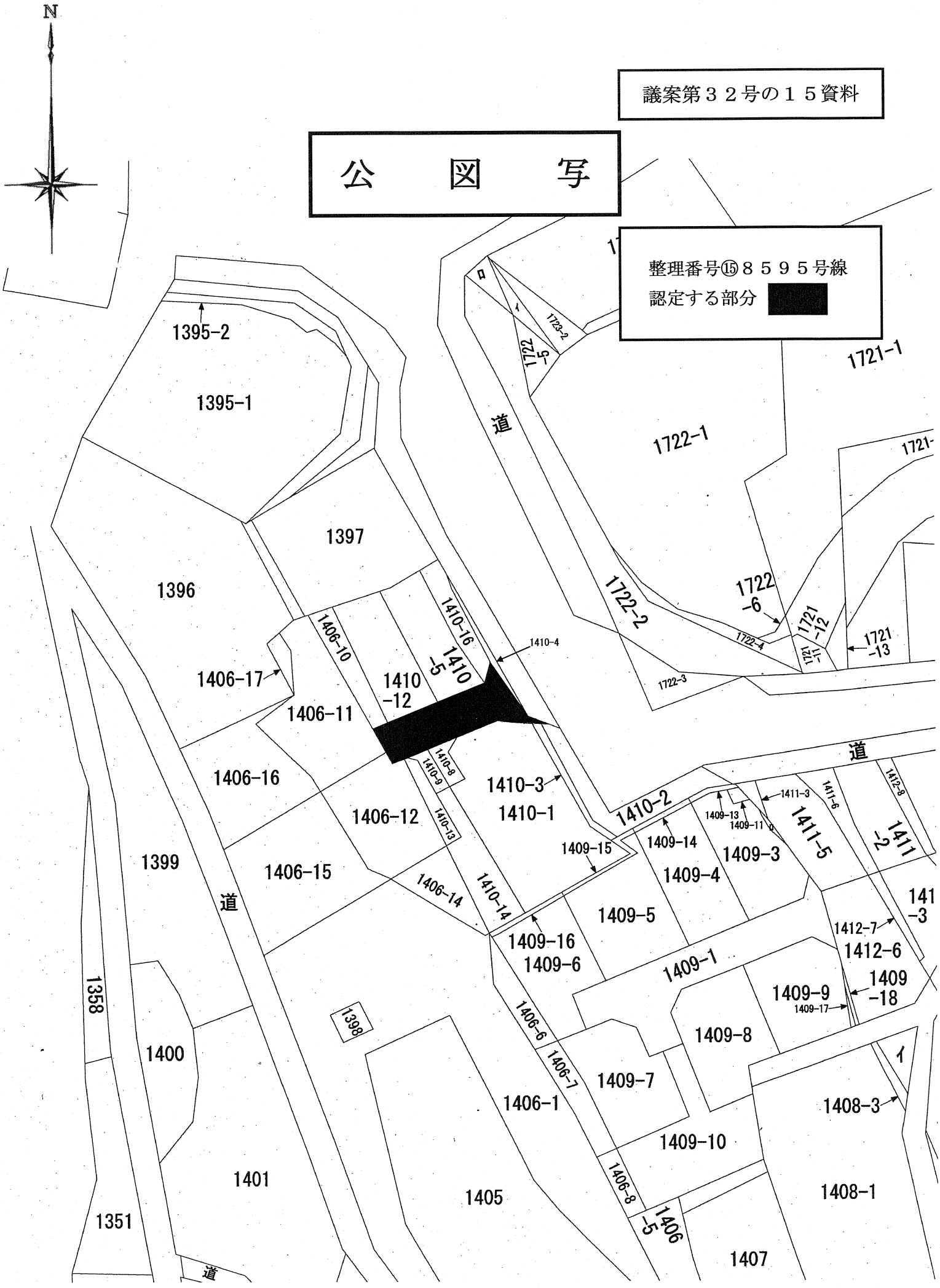
案　内　図



議案第３２号の１５資料

公　図　写

整理番号⑮８５９５号線
認定する部分



報告第１号

専決処分の報告について

次のとおり令和２年１月６日専決処分したので、地方自治法第１８０条第２項の規定により報告する。

令和２年２月２６日提出

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

１　損害賠償の額　　金４９９，９９０円

２　損害賠償の相手方　　市外在住の女性

３　損害賠償の理由

令和元年９月２７日午前９時２０分頃、西久保１５３４番３号先において、学校教育指導課職員が運転する軽自動車が走行中、前方の相手方車両に追突し、損害を与えたため、これに対する治療費等を賠償したものです。

報告第２号

専決処分の報告について

次のとおり令和２年１月２３日専決処分したので、地方自治法第１８０条第２項の規定により報告する。

令和２年２月２６日提出

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

１　損害賠償の額　　金１７７，１７０円

２　損害賠償の相手方　　市内在住の児童の親権者

３　損害賠償の理由

平成２３年１１月１６日午前９時５分頃、東海岸小学校校庭において、授業でソフトボールを行っていた時、バッターの児童がボールを打った際、後方へ放り投げたバットがキャッチャーの児童の左眉上部に当たり、負傷したため、これに対する傷害慰謝料等を賠償したものです。

報告第３号

専決処分の報告について

次のとおり令和２年１月２３日専決処分したので、地方自治法第１８０条第２項の規定により報告する。

令和２年２月２６日提出

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

１　損害賠償の額　　金１５，４６６円

２　損害賠償の相手方　　市内在住の男性

３　損害賠償の理由

令和元年８月２０日午前１０時頃、堤３８９５番地先において、道路管理課職員が道路の草刈りをしていた際に、隣接する相手方所有地内に設置されていた防鳥ネットを切断し、損害を与えたため、これに対する損害を賠償したものです。

報告第４号

専決処分の報告について

次のとおり令和２年２月３日専決処分したので、地方自治法第１８０条第２項の規定により報告する。

令和２年２月２６日提出

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

１　損害賠償の額　　金７５，２５１円

２　損害賠償の相手方　　市内所在の法人

３　損害賠償の理由

令和元年１０月７日午前１０時２５分頃、茅ケ崎警察署駐車場内において、安全対策課職員が軽トラックに乗車する際に開けたドアが風にあおられ、隣に駐車していた相手方車両に接触し、損害を与えたため、これに対する修理費を賠償したものです。